

私たちの

いしおか市議会

第3回定例会

いしおかの美しい自然を守ろう

残土等の不法投棄防止のため

条例を改正

2～3ページ

4ページ

合併特例債事業の
市道3路線を **原案可決**

平成18年度

石岡市 **各会計決算** を **認定**
総務企画委員会が8か条の附帯決議

5ページ

どうする!?

どうなる!?

耐震化 統廃合
小中学校施設の

6～7ページ

これから

議員16人が登壇

知 **そこが
知りたい**
いっばんしつもん

8～23ページ

般質問

その他の記事

市議会が市長に対し「専決事項」を指定
請願・陳情の概要と審査結果
議案の概要と審査結果
議会ア・ラ・カルト

第11号

ぎかい
広報紙

平成19年11月1日発行

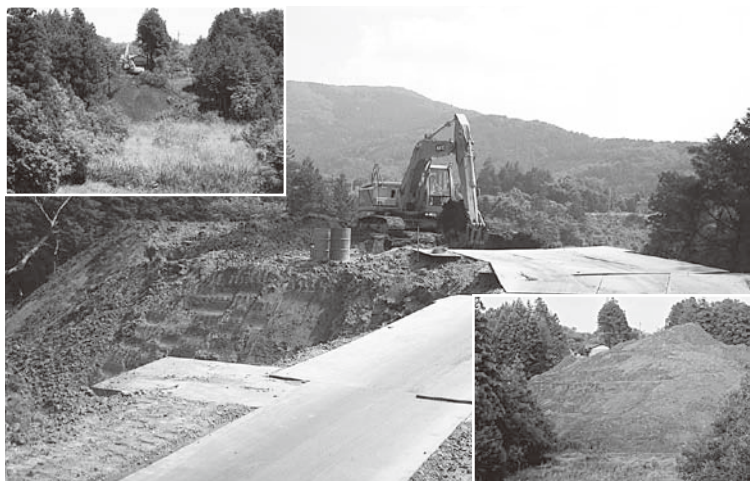
※表紙写真：最終ページ参照

いしおかの美しい自然を守ろう!!

残土等の不法投棄防止のため

条例を改正

石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例



▲ 条例改正のきっかけとなった、川又地区の「進入路」。左上と右下の写真は、今年5月末と現在の状態を、ほぼ同一箇所から撮ったもの。

川又地区で問題となった 農地改良のための進入路が契機に

●問題のはじまり

去る六月の市議会第二回定例会で、川又地区における「農地改良」が多くの議論をよびました。

この問題は、昨年十二月に

届出が提出された農地改良につき、今年五月に入ってから、業者が隣接地を借地し、「改良する農地へ土を運ぶ進入路を設置するため」として大量の土砂を搬入し始めたことで表面化しました。

何台ものダン

プが運び込む土砂は、見る見るうちにうずたかくなり、あたりの景色は一変しました。隣接の半田地区の皆さんも環境破壊を心配し、市などへ相談するようになりました。

五月半ばには、農業委員会事務局も当初の届出とは異なる現状を確認し、業者に対して事業変更に伴う計画書と計画図を

提出するよう指示などを行いました。しかし、「農地改良が終われば土砂は撤去する」とする業者に対し、市は法的に強い指導が出来ない立場に追い込まれました。

●第二回定例会で

条例改正を求める

間もなく迎えた市議会第二回定例会（六月）では、投棄目的の土砂搬入を防止しようとする市条例の在り方と、これを運用する市の考え方が最も問題となりました。

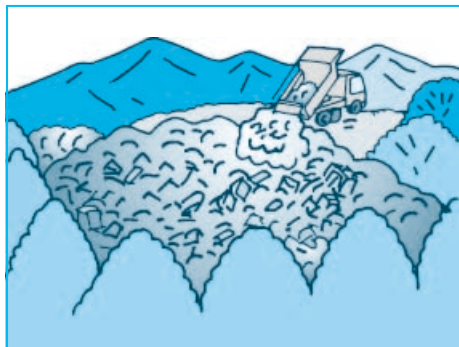
市の条例は、「土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない」と定めているものの、「次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない」として、「法令等（条例を含む）」の規定による許可又は認可を受けて行おうとする（※）を挙げているのです。市は、農地法に基づく農地改良はこの除

市の条例で規制してる
埋立てってどんなもの？



今回改正した条例が規制している埋立ては、「土砂及び土砂に混入し、又は付着した物」を用いて「土地の埋立て、盛土及びたい積」をすること。いわゆる廃棄物の投棄は含みません（廃棄物については別の条例で規制しています）。

もちろん土砂の性質等についても定めていて、「鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」として規則で定めるものの「による汚染度が基準に適合していないものは、埋立てに使うことができません。また、埋立てを行おうとする者は、「周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止」を図る必要があります。



議会からの ご注意!!

建設残土の不法な投棄にご用心

近年、建設残土や産業廃棄物の処分場所として農地が狙われる例が多くなっています。

悪質な業者の誘いにのり、不用意な気持ちで農地改良や農地の賃借に応じると、そこへ建設残土などを投棄される可能性があります。そのような誘いがあったときは、ぜひ市農業委員会へ相談されることをお勧めします。



条例改正前の状況

土地の埋立て等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

でも、市長の許可がいらぬのは…

法令等の規定による許可又は認可を受けて行う事業

除外

「進入路」を含む農地改良は、農地法に基づいて届出を行うため、これに該当

外規定に当たるとしました。

さらに市は、「進入路設置は農地法に基づく農地の改良・転用の一連の行為で、条例適用は難しい」との見解を示し、仮にこれらに条例を適用すると「農業者が農地の改良を行う場合にも、事業の事前協議、事業説明会の開催、周辺関係者の同意、搬入する土砂等の地質検査及び報告義務等が必要となり、農業者の負担が大きくなってしまふ」と説明しました。

この問題を所管する市議会・市民経済委員会では、委員から条例改正の必要性を指摘する意見が出され、市も「今回のようなことが二度と起きない条例づくりをしたい」と

の意向を示しました。そして、九月の第三回定例会に提出されたのが、今回の条例改正案でした。

●改正案の内容

改正案に示されたのは、主に次のような内容でした。

- ① 条例の目的に「進入路等の設置行為」も規制対象とすることを明記
- ② 土地の埋立て等を行う者に、周辺住民の「理解を得る」ことの義務づけ（改正前は「理解を得るよう努める」との表現）
- ③ 条例の適用外としていた「法令等（条例を含む）」の規定による許可、認可等を受けて行うもの（この条文も前ページ「※」から改正されています）から、「農地法第四条及び第五条^{注1}に規定する許可及び届出並びに農地改良の届出に係るもので、面積が五百平方メートル以上五千平方メートル未満のもの」を除外することにより、これらについても条例適用が可能に。

この改正案に対し、本会議

の「議案質疑」では、上段③の三行目の「認可等」とは何を指しているのか、または現行条例の解釈の問題について質疑があり、また、地権者や行政の責任を明記すべきだ、という意見もありました。

改正案の審査を担当した市民経済委員会においては、「一概に五百平方メートル以上の農地転用等を規制すると、例えば農家が住居に転用する際の土盛りまで規制することになるのではないか」との指摘があり、これについて市側は「事前協議要綱の中で、実際に即した運用ができるようにしたい」と述べました。

これら審査の結果、市議会は今回の条例改正案を全会一致で「原案可決」と決しました。今後市議会では、市が条例を適切に運用し、問題となるような事案が発生しないよう、監視をしていきます。

^{注1} 農地法第四条の許可・届出は、農業者が「自己の農地を転用する場合」に必要となり、第五条の許可・届出は農業者が「農地を農地以外のものにするために売買したり、賃貸借等の権利を設定する場合」に必要となります。

市議会が市長に対し

「専決事項」を指定

地方自治法は、議会が開かれなかったり、「長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」と認める「場合などに、普通地方公共団体の長に対し」「その議決すべき事件を処分する」ことを認めています。

また地方自治法は、「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したもの」についても、「普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるとしています。

このたび議会は、一件百万円以下の交通事故に係る損害賠償（人身事故に係るものを除く）について、事故の相手方に早急に対応する意味から、市長の専決処分を認める議決をしました。

●審査した委員会で議論を経て



合併特例債事業の 市道3路線を原案可決



市道を造ろうとする場合、市長はあらかじめ議会の議決を経なければなりません。

市長が今定例会に議案を提出した市道は、いずれも合併特例債を活用して整備する予定の路線三本でした。

●貝地・高浜線

―なぜ一部分だけ議案化

したのが論点―

「貝地・高浜線」は、都市計画決定されているルートのうち一部分（長さ七百七十五メートル、幅十七メートル）（左図の青い部



分）だけが議案となつて提出されました。

これを審査した都市建設委員会では、なぜ路線全線の議決を求めないのか、特に完成まで九年を要するされる常磐線・跨線橋部分の議決を後回しにするのはなぜか、という

点に質疑が集まりました。合併特例債は活用できる期間が十年間と決まっているため、一刻も早く着手しなければ整備は完了できません。

これに対し、市当局は「跨線橋の詳細が決定していないため、今回は事業着手できる部分だけを議案として提出した」と述べ、「跨線橋整備の期間短縮に努めたい」と説明しました。

委員会での採決は全会一致で「原案可決」と決しましたが、委員長は「合併特例債の期間内に整備できるよう、跨線橋建設に向けて早急にJRR

と協議を進めてほしい」と要望を述べました。

●今後の予定 平成二十二年度まで測量・調査。二十二年度から用地買収。工事は二十三年度～二十七年年度。

●美野里・八郷線（仮称）

―特に問題は見あたらず―

この路線は、県道一四〇号線山崎地内から国道三五五号バイパスの小美玉市羽鳥へ向かう、長さ二・三キロメートル、幅十一メートルの道路ですが、この議案に対して都市建設委員会からは「出来るだけ家をかけな



い形で整備してほしい」との要望がなされました。採決では全会一致で「原案可決」と決しました。

●今後の予定 来年度から用地買収。工事は二十一年度～二十四年度。

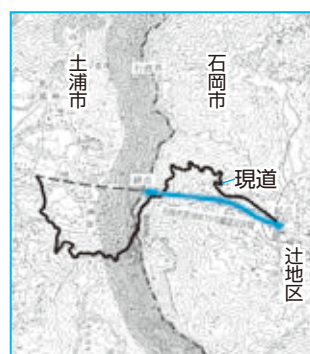
●八郷・新治線（仮称）（朝日トンネル）

―なぜ現道を利用しないのかに意見・質疑が集中―

これは、いわゆる「朝日トンネル」を造ろうとする路線です。

この議案で最も意見・質疑が集まったのは、辻地内の交差点からトンネルまでの区間についてでした。議案では、交差点からトンネルまでの区間に新たな道路を造る計画となつていますが、委員からは「朝日峠へ向かう現在の道路を利用できるはず」との指摘が相継ぎました。

市当局の説明によると、現道を利用する場合には勾配をなだらかにするための盛土が必要で、それに伴って用地幅も広くなり、また仮設道路なども整備しなければならなくなるため、費用的には新道を建設した方が約一億円のメリ



▲辻地区の交差点。新道はこの先から左へのびるルート。

ットがある、とのことでした。委員からはなおも意見が出されましたが、市当局の「これは旧八郷町が県に要請し、県が調査を進めてきた路線。このたびは合併特例債によって実現の運びとなるものなので、ご理解をいただきたい」との説明の後に行つた採決では、全会一致で「原案可決」と決しました。

●今後の予定 来年度～二十二年度に用地買収。工事は来年度～二十四年度。うち、トンネル工事は二十一年度～二十三年度。



平成18年度

石岡市各会計決算を

認定

歳入総額 497億6,918万6,997円

歳出総額 485億5,896万4,565円

総務企画委員会が8か条の附帯決議

今定例会には「平成十八年度石岡市一般会計決算」のほか、十二の特別会計、そして水道事業会計の決算が提出されました。

これに対し、議会は本会議での質疑の後、各決算関係議案を四つの常任委員会に審査付託しました。

各委員会は、それぞれ所管する部分について審査を実施し、これらをすべて「認定」と決しましたが、総務企画委員会は八か条からなる附帯決議を行いました。

総務企画委員会の

附帯決議（全文）

当市は、依然として厳しい財政状況であり、今後とも財政健全化プランを軸に不断の努力を行い実効性ある行政経営に努め、もって合併による市民サービスの向上が図られるよう決議する。

1 自主財源の確立を求め、特に市税等の申告・徴収に關しては、税の公平性の観点からも申告・徴収の徹底と時効中断等により安易な不納欠損処分は行なわないこと

2 行政評価システムを活用し、「選択と集中」による施策の戦略的かつ重点化を図ると共に、目標管理制度や枠配分予算の連動による「行政経営システム」の早期確立を目指すこと

3 「乗合いタクシー」運行をはじめとする公共交通における「市民の声」を十分に汲み取り、市全体の公共交通体系の充実を図ること

4 市民意向を反映した八郷総合支所の有効活用を早期に図ること

5 職員の意識改革や能力向上のため、職員研修の充実、適正な人事評価の確立を図ること

6 合併特例債事業を始め、期限が設定されている重点施策の達成や課題解決に対応した職員の適正配置を行なうこと

7 公債費については、財政の硬直化を招くことから、今後予定される合併特例債の活用については、真に市民にとって必要な事業を対象とし、借入額の安易な増加を行なわないこと

8 新市建設計画及び第一次総合計画の着実な実行を図ること

ること

また、小松美代子議員は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の決算に反対する討論を行いました。採決の結果、決算関係議案はすべて「認定」と決しました。

「平成十八年度一般会計決算」など、決算関係議案に対する本会議での質疑内容は24ページ26ページをご覧ください。

石岡市普通会計 歳入歳出の状況

歳入		歳出	
区分	決算額	区分	決算額
市税	96億4,858万2,000円	人件費	60億7,107万5,000円
地方譲与税	11億4,131万4,000円	扶助費	35億6,877万6,000円
利子割交付金	3,010万7,000円	公債費	31億8,396万1,000円
配当割交付金	3,631万2,000円	物件費	32億5,213万1,000円
株式等譲渡所得割交付金	2,441万1,000円	維持補修費	2億3,275万3,000円
地方消費税交付金	7億3,665万1,000円	補助費等	26億3,376万円
ゴルフ場利用税交付金	6,679万3,000円	積立金	3,526万5,000円
自動車取得税交付金	2億3,398万6,000円	投資及び出資金	290万円
地方特例交付金	2億2,773万9,000円	貸付金	6,986万4,000円
地方交付税	55億6,317万5,000円	繰出金	30億8,952万円
交通安全対策特別交付金	1,903万円	普通建設事業費	30億6,939万2,000円
分担金及び負担金	3億2,167万6,000円	災害復旧費	77万2,000円
使用料	5億2,713万9,000円		
手数料	8,055万2,000円		
国庫支出金	20億2,651万2,000円		
県支出金	12億3,607万2,000円		
財産収入	1,545万9,000円		
寄附金			
繰入金	1億4,738万4,000円		
繰越金	6億2,671万2,000円		
諸収入	8億3,833万9,000円		
市債	24億9,650万円		
合 計	260億4,444万5,000円	合 計	252億1,016万9,000円



小中学校施設の

これから

石岡市立小・中学校
適正配置等検討委員会の答申書を中心に

学校施設に 求められる耐震化

学校施設は、多くの児童生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活の場です。また、地域住民にとっても最も身近な公共施設であり、地震等の災害発生時には住民の応急的な避難場所としての役割を果たすことも求められています。

平成十四年、文部科学省は各都道府県教育委員会を通じて市町村等に対し、昭和五十六年の新耐震基準以前の設計で建築された学校建物について「耐震診断実施三箇年

計画」を作成し、耐震診断を実施するよう依頼しました。

また、平成十八年には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正法が施行され、国土交通大臣の基本方針により、国と地方公共団体は、学校等公共施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストの作成及び公表が求められることになりました。

これらに基づき、石岡市は平成十八年度に新耐震基準以前の設計で建築された市内各小中学校の校舎を対象に「耐震化優先度調査」を実施し、今年度は整備計画の策定に取

り組んでいます。

新耐震基準以前の建物 市内で二十の学校が該当

―厳しい財政状況下で

耐震化は図れるか―

石岡市内には、小中学校が二十七校（小学校十九校・中学校八校）ありますが、このうち新耐震基準以降の設計で建築された学校は、わずかに七校。残りの二十校（五十八棟）は新耐震基準以前の設計で建築されています。

阪神淡路大震災で倒壊した建物のほとんどは、新耐震基準以前の建物といわれ、国が推進する学校等公共施設の耐震化も、その危険性を背景と

しています。
子供たちの学ぶ学校が、地震でいち早く倒壊したら―。この想定は、市民だれ

の心胆をも寒からしめます。
文部科学省は、これらの建物について

- ①耐震化優先度調査の実施
 - ②耐震診断の実施・評価
 - ③事業の緊急度の検討
 - ④年次計画の策定
 - ⑤耐震化（改築・耐震補強など）事業の実施
- という流れを例示していま

す。平成十八年度に石岡市が実施したのは、①の「優先度調査」で、市は今後、②以降の事業に取り組んで行くことになります。

しかし、ここで問題となるのは、学校建物の耐震化（改築・耐震補強など）には莫大な予算を要する、という点です。改築は言うに及ばず（平成十三年の府中中学校改築の工事費は、約八億四千万円）、耐震補強でも一校一億円に達する場合もあるといわれる中、財政状況がひっ迫している石岡市が二十校を対象に耐震化を実施していくことは、決して容易ではありません。

学校の適正規模・ 配置の検討委員会を設置

一方、市教育委員会は平成十八年十月に「石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会（検討委員会）」を設置し、教育施設の適正規模、適正配置、教育施設の統廃合に関することなどを諮問しました。

検討委員会は、市議会の文教委員会（当時）正副委員長、学識経験者、石岡・八郷地区のPTA代表者、学校長会の代表者、石岡・八郷地区の区

長会の代表者で構成され、今年三月までの間に八回の会議を行いました。

児童生徒数の推移

当市の児童生徒数は、昭和四十年に一万二千六百六十一人いたところ、二十年後の昭和六十年には一万九千九十九人、さらに二十年後の平成十七年度は七千二百五十一人に減少しています。さらに、十年後には六千人を割り、昭和四十年当分の半分にまで減ると推計されています。

当然、市内の学校はいずれも小規模化しており、十二学級未満の小学校は十九校中十三校、中学校は八校中六校となつています。さらに、一学級あたりの平均児童生徒数も、小学校二十三人、中学校三十二人となっています。

大規模校と小規模校、 それぞれのメリット・ デメリット

法令には、学校の適正規模は小中学校ともに十二学級から十八学級、という定めがあります。

検討委員会は、十一学級以下の学校を小規模校、十九学

級以上を大規模校と規定し、それぞれのメリット・デメリットを検証しました。

小規模校

●メリット

児童生徒・教員・保護者を含めて互いの結びつきが深くなり、児童生徒の個性や能力に応じた丁寧な指導や家庭的な人間関係を形成しやすい。

●デメリット

人間関係の互いの評価が固定されやすく、いじめなどの問題が生じた場合に後年まで影響が残りやすい。さらに、学習面においても評価が固定化されやすく学習意欲や競争

心に問題が生じやすい。また、選択教科や部活動などで選択肢の幅が狭い。

さらに、学校運営の面においても、教員の配置数が少なくなるため、現実に学年研修や校務分掌などの面で教員に無理がかかっており、その結果、教育を受ける子どもたちにも影響が生じる可能性があると考えられる。

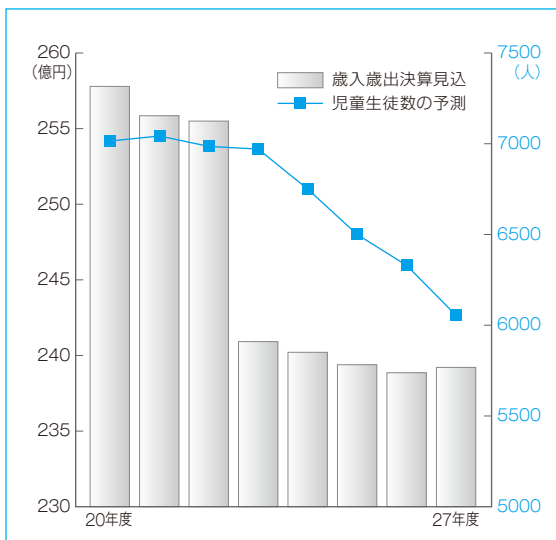
大規模校

●メリット

多様なクラス替えができることによって新たな価値観や人間関係の形成に寄与し、学習意欲や競争心を活発にする等のメリットがある。また、選択教科や部活動などでの選択肢が広がる。

●デメリット

学校としての一体感を保ちづらいことや、施設利用に制約が生じる。生活や進路などに関する生徒指導の面でこの生徒の状況に



応じた対応が求められる中学校では、十分に目が行き届きづらい。

検討委員会答申、そして将来のガイドライン

これら検討の結果、検討委員会は答申で次のように述べました。

「答申」要旨

●小学校の適正規模

一学年二学級から三学級、全体で十二学級から十八学級

●小学校の適正配置

適正規模、その他地理的、地域的なものから考えて、長期的には八校から十校（現在は十九校）が適当

●中学校の適正規模

一学年四学級から六学級、全体で十二学級から十八学級

●中学校の適正配置

小学校と同様に考えて、長期的には四校（現在は八校）が適当

なお、合併特例債事業、耐震化優先度調査、適正配置、社会状況等を考慮し、この十年間で少なくとも三校の学校建設が望ましい。

●学校施設の統廃合

中学校の統廃合は、敷地の確保などを考慮し、小学校より優先させるものとする。

小学校は、地域に根ざし歴史伝統と密着していることを考慮すると、住民から統廃合への要望が自主的に醸成されるのが望ましい。

答申にはさらに、近い将来に統廃合するときのガイドラインが示されました。

「将来のガイドライン」要旨

●小学校

校舎が築四十年以内の学校は、一学年十人以下または複式学級ができる年度に統合の対象とする。また、校舎が築四十年を経過し校舎を改築する学校は、一学年が一学級になる場合に統合の対象とする。ただし、現在の校舎等に耐震の問題がある学校は、改築または補強を優先する。

●中学校

校舎が築四十年以内の学校は、一学年一学級の学年ができる年度に統合の対象とする。また、校舎が築四十年を経過し校舎を改築する学校は、一学年が二学級になる場合に統合の対象とする。

重要な市長の政策決定

検討委員会が市教育委員会へ行った答申を受け、市は新たに市関係部局の職員で構成する学校施設整備計画検討委員会を設置し、学校施設の整備順位等を検討しています。

この委員会の結果は、十月初旬現在、まだ出されていません。しかし、いずれにしても、先の検討委員会や今回の学校施設整備計画検討委員会の答申を受けて政策を決定するのは市長です。

学校施設整備の方向性は、将来の石岡市にとって大変重要な決定となることは間違いないありません。

減少してゆく児童生徒数にはこだわらず、順次二十校の耐震化を図り、学校数を維持することで教育の充実を図るのか。計画的に統廃合を実施し、法令が求める適正な学校規模を維持し、必要最低限の数の学校を耐震化するのか。それとも、もっと素晴らしい政策を打ち立てるのか。私たち市議会は、皆さまのご意見に耳を傾けながら、市長の政策決定を慎重に見極めていくつもりです。



第3回定例会の一般質問は、9月3日～5日の3日間にわたって行いました。以下、今回「一般質問」で市民の意見を代弁した16人の議員の質疑応答を、要約してお伝えします。

なお、議員の質問部分は、すべて本人が要約し、原稿を作成しています。

* 定例会会議録の全文は、11月中旬ごろから市議会ホームページ(アドレスは最終ページ下欄参照)の会議録検索システムでご覧いただけます。

いっばんしつもん

一般質問

問 石岡市には、小学校が十九校、中学校が八校あります。これらは児童生徒の急増期に建てられた校舎であり、約七割が大規模改修や改築を検討する時期にきております。これらをすべて改築するには、財政的にも大きな負担が予想されると思います。また小規模化も進んでいるわけであり、それを踏まえて、教育委員会は石岡市立小・中学校適正配置等検討委員会に教育施設の適正配置と統廃合に関する二点について諮問をしているわけですが、その委員会から答申書が示されているところですが、適正配置のガイドラインを議会から広く市民に広く報告をしていたいただきたいと思えます。また、委員会の委員の構成についても聞きしたいと思います。



せき ぐち ただ お
関 口 忠 男

小中学校の適正配置と統廃合問題

検討委員会の結果を市民に報告せよ

早ければ八月、九月頃には学校施設整備計画検討委員会の結論が出されることでしたが、計画案は出たのですか、答弁をお願いいたします。その計画が出された後、市長は市民への説明をどのように行っていくのか。保護者や地域や教育現場は大変混乱すると思います、どのように理解してもらえする方法を考えているのかお聞きをしたいと思えます。(要約＝本人)

教育次長 適正配置等検討委員会の答申における「近い将来に統廃合するときのガイドライン」は、次の二つに要約できます。

まず「小中学校教育施設の適正規模、適正配置及び整備に関すること」ですが、小学校については一学年二・三学級、全体で十二・十八学級が適正規模であるとし、長期的には市内に八・十校が適当で

あるとしています。

中学校は一学年四・六学級、全体で十二・十八学級が適正規模であるとし、長期的には市内に四校が適当としています。

次が「教育施設の統廃合に関すること」で、これについては敷地の確保等を考慮し、中学校の統廃合を小学校より優先させる、としています。小学校は「住民から統廃合への要望が自主的に醸成されるのが望ましい」とされており、したが、「校舎等に耐震の問題がある学校については、改築または補強を優先するもの」としています。

また、小学校にあつては「校舎が築四十年以内の学校においては、一学年十人以下または複式学級ができる年度に、統廃合の対象とする」、「校舎が築四十年を経過し校舎を改築する学校においては、一学年が一学級になる場合は、統合

の対象とする」とされ、中学校は「校舎が築四十年以内の学校においては、一学年一学級の学年ができる年度に、統廃合の対象とする」、「築四十年を経過し校舎を改築する学校においては、一学年が二学級になる場合は、統合の対象とする」とされています。

この適正配置等検討委員会は、PTA、区長会などの地域の代表者、市議会議員、学識経験者、校長会の代表者により構成されていました。

次に、十九年六月に設置された学校施設整備計画検討委員会については、現在三つの課題を検討中です。まず、耐震化優先度調査の結果に基づく整備計画、二つ目に学校統廃合、三つ目に、合併特例債を活用して整備予定の三校に関するさらなる検討です。検討結果は、後日、報告書の形で教育委員会へ提出することになっています。

市長 市民への説明については、学校施設整備計画検討委員会の報告書提出を受けてから検討していきたいと思えます。

メールマガジンは 情報伝達に有効な手段

携帯からの登録を可能にし、
情報配信による行政サービス向上を



かわ むら りょう いち
川 村 良 一

10月現在のメールマガジン配信項目

観光・イベント	観光情報、イベント情報をお知らせします。
無料相談	各種無料相談の日程をお知らせします。
健康・育児	保健センターから各種検診、健康相談、育児検診などをお知らせします。
議会だより	議会日程、一般質問項目などお知らせします。
行政からのお知らせ	募集事項や報告等お知らせいたします。
臨時配信	事故・火事・台風・地震・避難などの情報を不定期に配信します。
不審者情報	報告された不審者についての情報をお知らせします。
搜索願情報	警察に搜索願が生まれ、当市に報告があった情報をお知らせいたします。

これらの中から、配信希望の項目を選んで申し込みます。

問 八月十五日の「広報いしおか」に掲載されていたメールマガジン携帯サイトについてお伺いします。
小美玉市や、石岡市の八郷地区においては、防災無線等により市民に不審者情報や災害の防止上において有効な手段が有るわけです。でも石岡市のメールマガジンの方が、使いようによつてはもっと有効なものではないかな、と思います。

にバーコードリーダーが載っていないから登録できないのはおかしいのではないかと、石岡市全部で六百人の登録者は少なすぎるのではないかと思います。

そこで登録者数の増加、的確な配信、正確な情報管理をしていただいて、もっとも有効活用をどの様にしたいただけなのか、お答えをいただきたいと思います。（要約）

企画部長 携帯電話は、その急激な普及に伴って、役割が大きく増している現状です。

今後、メールマガジンの利用拡大による行政サービスの充実を図っていきたくと考えています。あわせて、登録者数の拡大についても努力していきたいと考えています。

そのような中、ご指摘のようにメールマガジンの登録等は現在、パソコンでしか行うことが出来ません。この点についてはシステムの変更等を検討しているところです。

また、現状においても、携帯電話のメールアドレスがあればメールマガジンの配信は可能ですので、パソコンを介さずに市へメールアドレスを

ご連絡いただく方法についても、併せて検討していききたいと考えています。

さらに、現状のメールマガジンでは文字数も限られていますので、配信の回数についても検討していききたいと思っています。

今後の運用においても、各課の担当職員に対して「メールマガジン配信仕様書」に定めるルールの周知徹底に努め、かつ、リアルタイムな情報の提供について調整を図っていきたくと考えています。

総務部長 危機管理の観点からお答えします。メールマガ



▲ 現在、市の携帯サイトから「メールマガジン」配信申し込み等はできないが、パソコンによって市ホームページから携帯電話のアドレスへの配信を希望すれば、受信は可能。

市携帯サイトの バーコード



ジンの配信は事前に登録をしている方に限定はされますが、一斉配信により多くの方々に情報を伝達することが可能であることは間違いありません。防災無線が整備されていない石岡地区への情報伝達手段として、メールマガジンの活用方法を調整していきたいと思います。



せき 関

あきら 昭

川又地区における農地改良の「搬入路」 最大の問題―残土撤去に どう対処するのか

問 川又地区の農地改良のための搬入路を理由とした残土埋立ての現状は、五万トにも及ぶと思われる残土により、農地改良として届けられている水田までも埋立てられ、周辺の契約していない山林にも及び、立木等の被害も出ております。八月二十八日には、副市長以下十数名の方が現地において埋立ての中止を申し入れたとも聞いております。

そもそも残土埋立てについては、農業委員会のさまざまな事務処理から始まっております。農地改良届が出されている一名の方は、全く本人が知らぬ間に提出され、偽造文書という重大な不正手段による虚偽の届けであったことも判明しております。

市長は、半田地区住民の陳情書に対する回答として、農地改良の一連の行為であるの

で、市の条例は適用できない
と言っておりますが、農地改

良届は法令等による許・認可
の対象ではなく、条例の適用
除外には該当しません。また、
客観的にみて搬入路としての
使用形態を逸脱しておりま
す。

今回の埋立て中止の申し入
れの法的根拠を明らかにし、
今後一番の問題になる残土の
撤去について、市はどう対処
されるのか伺います。

(要約 本人)



農業委員会事務局長 ご指摘
のとおり、過日、地権者のお
一人から「届出はしていない」
との申し出がありました。こ
の方は現在、農地に「改良は
実施しない」との看板を立て、
明確な意思表示をされている
ことから、農業委員会として
は施工業者に対し、当人の改
良届出はなかったものとして
通知する考えです。

なお、この私文書偽造の件
については、現在、警察当局
と協議を進めています。
土砂の搬入については、八
月二十八日に市当局と農業委
員会とで現地へ赴き、搬入を
しないよう申し入れを行いま
した。現在はストップしてい
る状態ですが、再開された場
合には、市当局とともに強く
中止を求めていく所存です。

残土撤去についてですが、
農地改良届出者からは、工事
に伴う損害、被害が生じた場
合は責任を持って復旧、補償

をするとの誓約書が提出され
ています。また施工業者から
は、搬入路について、工事完
了後に原状に復旧するとの確
約書が提出されています。農
業委員会としては、これまで
二回にわたり農地改良後の復
旧計画書の提出を文書で勧告
しているところですが、まだ
提出されていません。今後、
三回目は期限付きの勧告書
を送付し、提出がない場合には
市当局と意見統一をし、公的
手段を視野に入れた対応を進
めていかなければならないと
考えています。

生活環境部長 「土砂等によ
る土地の埋立て等の規制に関
する条例」は、他の法令等が
対象としていないことにつ
いて規制しているものです。今
回の農地改良届は、農業委員
会において妥当性、信憑性に
ついて調べ、指導するなどの
審査があることから、私ども
としては許・認可に当たるも
のとして運用しています。搬
入路についても、農地の位置
から見ても必要な状況であり、
農地改良届にも計画があるこ
とから、農地改良の一連の行
為であると見てきました。し

かし、今後については条例を
改正し、このようなことが起
こらないようにしたいと考え
ています。

なお、八月二十八日の中止
申し入れは、農業委員会に提
出された届出どおりの実施が
なされていない、ということ
で行ったものです。今後も、
搬入路を原状復旧する計画書
が農業委員会に提出されない
場合、「土砂等による土地の
埋立て等の規制に関する条
例」を適用し、埋立て等の中
止、原状回復等の措置をとる
ように対処していきたいと考
えています。





まえ しま もり まさ
前 島 守 雅

問 市長の行政経営についての考え方について伺います。

限られた財源をいかに有効に活用し、よりよい市民サービスへの還元をするのか、まさに自治体の経営能力が問われる時代です。限られた人、物、金、情報といった資源をPDCAといったマネジメントサイクルにより検証し、市民視点のアウトカムで施策を評価する行政評価、この評価に伴う部門別枠配分予算方式、あわせて職員の達成目標も掲げ、それに対する使命、そして、それらをどの様に達成させるかといった目標管理、同時に職員の能力向上と

育成を図るといった一連の作業が、ばらばらに行われるのではなく、システムで行う必要性を、私は繰り返しご提言申し上げてきました。これからの時代経営には当然必要なものであります。第一点目、行政経営の基礎となるツール

といたしまして、行政評価の早期導入を求めて来たわけですが、現在の進捗状況についてお伺い致します。第二点目、目標管理や予算部門別枠配分と連動させてシステム化を図る考えはあるのかお伺いします。第三点目、先進自治体では新たな公会計として、発生主義によるバランスシートによる財政状況の把握をする取り組みがされている。当市の発生主義による公会計の考え方、複式簿記になりますので、専門的な知識も必要になると思うが、それらの対応をどの様に図るかお伺いいたします。第四点目、市長は行政経営を目指すという

ことを表明されている。市の経営者として、現在の当市の経営状況はいいのか悪いのか、どういう要因があるのかお伺いしたい。(要約し本人)

企画部長 行政評価の検討、促進については、四月下旬に市職員による行政評価システム検討プロジェクトチームを設置し、事業の仕分けについて、または各種調査票の検討、先進地視察などを行いながら進めているところです。また、職員の意識改革の観点から、市長、副市長ほか管理職に対して行政経営品質向上の研修会を行ったほか、プロジェクトチームによる協議結果を踏まえ、市の各部署に業務量の算定や事業の評価に関する調査作成を依頼しています。

目標管理や予算部門別枠配分方式を連動させ、システム化を図る点についても、プロジェクトチームで検討していく予定です。なお、現在進めている事務事業評価票は、組織目標を明確にし、各事業・業務等の活動量、成果量等の目標を設定し、経年変化や事例との比較による進捗管理を行うという、目標管理を意識

したものを作成しています。組織目標、個人目標を設定する目標管理制度の導入については、今後検討していきます。

予算枠配分方式については、現在、経常的経費について導入しています。これにより、十八年度と十九年度を比較して一般会計、特別会計を合わせて約二億円の削減効果がありました。先進事例では、さらに施策、もしくは部門別に予算枠配分を実施していますので、平成二十年度から、行政評価制度等と連携した予算枠配分方式構築へ向けて調査、検討を進めていきます。

たは積極的な自主財源の確保等により、将来にわたる持続可能な財政運営の転換を図ることが急務になっています。よって今後は行政改革の柱となる行政財政改革大綱実施計画、及びこれに付随する財政健全化プランなど、各種計画等を効果的に結びつけ、市民本位の、成果を重視した行政経営を展開していきたいと考えています。

特に当市においては、合併のスケールメリットが生かされていないという課題がありますので、定員適正化計画に基づき、職員の弾力的、かつ、適正な配置に努めつつ、計画的に職員数を削減していく所存です。また、もう一つの課題である事務事業の十分な検証についても、市民にとっての効果、成果といった視点から客観的に評価、検証を行い、翌年に生かしていくことが重要だと考えます。このため、二十年度から行政評価システムを導入し、これによって明らかになった課題を迅速に次の計画に反映し、市民本位の姿勢運営を目指していきたいと考えています。

「行政改革」を目指す市長は表明

当市の経営状況を

どう認識しているか



ひしだ 幸 ぬま 和 かつ 沼 幸 けい

防災無線は災害時にとっても有効

石岡地区への導入は

考えていないのか

いつ起こるかかわからない災害に対し、旧石岡市への対応施策をお伺いします。

問 九月一日は「防災の日」であります。この日は、大正十二年に起きた関東大震災の教訓を忘れないという意味と、この時期に多い台風への心構えの意味を含めて昭和三十五年に制定されたものです。

「風と時が輝く」和のまちいしおか第一次石岡市総合計画」の冊子の中に、地域防災力の向上を、として防災マップ・防災マニュアルの作成と掲載がありますが、新石岡市地域防災計画の策定と防災マニュアル作成の進捗状況をお伺いします。

次に、防災無線システムについてですが、台風や地震などの災害から地域住民の生命・財産を守るきわめて有効な手段です。そのすぐれた情報の伝達、収集能力は高い防災効果を発揮します。

次に、野外スピーカーによる防災行政無線の放送は、大雨や台風時は窓を閉め切っており、雨や風の音で聞こえにくいことから、当市においても緊急情報も自動受信できる防災行政ラジオの導入についての見解をお伺いします。

最後に、危機管理体制については、近年、地震・水害等の自然災害だけでなく、大規模な災害、爆発、放射性物質の遺漏などの事故やテロ災害等重大事件が、また、感染症、集団食中毒などのような健康危機というように多岐にわたり、従来の防災対策だけでは不十分となっておりますので危機管理体制マニュアル策定の現況をお伺いします。

(要約＝本人)



▲ 総合支所にある防災行政無線基地局空中線

総務部長 まず防災マニュアル策定の進捗状況ですが、現在、市の防災対策上の基本となる石岡市地域防災計画の策定を進めています。今後、市防災会議での審議、県との協議などを行い、来年一月には市民への公表をしたいと考えています。住民向けの防災マニュアル、防災マップについては、その後、作成に入っていきたいと考えています。

次に、防災無線がない旧石岡地区への対応についてですが、仮に石岡地区へ防災無線を導入する場合、約三十一億円の費用が必要となります。これは、一市町村一波が原則という中で、発信を市域すべてに届く高い場所から行う必要が生じること、及び石岡地区の世帯数が多いことなどから高額になっているものです。また、石岡地区への設置に際しては、周波数の統合、または八郷地区の既存防災無線を含めたデジタル化の問題なども生じるため、石岡地区単独での整備計画は、現在のところありません。

また、防災行政ラジオの導入についても、これは同報系防災無線の設備がある場合に利用できるもので、現時点において石岡地区へ防災行政ラジオを導入することは難しいと考えています。

危機管理マニュアルの現況と課題についてですが、市民にとっての危機としては、自然災害、大事故、ライフラインの故障、食品衛生管理の事件、犯罪、テロ、戦争などが想定されます。市として、これらに対する市の危機管理マニュアルはありません。しかし、現在策定中の地域防災計画、またはいわゆる国民保護

法に基づく石岡市国民保護計画などにおいて、市の組織が横断的、全庁的に対応すること等を定めていますので、これら計画に基づく訓練を重ね、応用することによって、危機管理に対応する体制を構築できるものと考えています。

市長 防災につきましましては、地域防災計画を策定する一方、防災訓練などを通し、いざ災害が発生した際に対応できるよう、日ごろから心がけて行きたいと思っています。

また、ご指摘の防災マニュアルの作成と各戸配布についても、考えていくべき課題だと思っています。

防災無線、防災行政ラジオの設置等については、これが必要であることは十分認識しています。しかし、今後のデジタル化や設置費用の問題などの課題があるため、今後、あらゆる方向から検討していかなければならないと考えています。

災害はいつ起こるか分かりませんので、日ごろから危機管理体制の強化に努めて行きたいと思っています。



すずき よね ぞう
鈴 木 米 造

問 市に住む年寄り、子供、女性たちが明るく、安心して暮らせるようにするために、今が一番大事なときだと思います。市長、職員、議員が、市民のために一体となつて、新しい石岡市をどうしたら「良い」石岡市にできるかをよく考え、また事業などをよく見直しながら、行財政改革と市民の交通サービスの見直しが必要です。

現在の乗合タクシーは、時間が決められ、土・日曜日は走らない、石岡に来るのには、旧八郷からひまわりの館で一度降りて、石岡の乗合タクシ

ーに乗りかえなければならず、待ち時間も相当かかるようです。例えば病院に予約をしていても、予約に遅れ、医者にかかれないうちも多いと聞きます。乗合タクシーには予算が六千万円、赤字補給等としては車両借上その他で四千万円かかっています。旧八郷の市民は乗合タクシーに不便を感じており、旧石岡市民にも巡回バスの方が良いという声が多いようです。

旧八郷では学生の通学にも関係があります。また、市内の名所や旧八郷のゆりの郷、国民宿舎、フラワーパークと行くのにも「交通手段がない」という市民の声も多いようです。そこで、私はやはり巡回バスが必要であると思います。市民が合併してよかったと思うことを一つでも多くするのが行政の立場だと思いますが、いかがでしょうか。

(要約：本人)

企画部長 旧石岡市で行っていた巡回バスは、乗合タクシーの導入により廃止したところです。ご質問は「乗合タクシーは時間がかかってしまうため、旧八郷地区に巡回バスを」とのことですが、行政が市民に提供する交通手段は、既存交通事業と共存し、補完し合つて機能を果たすべきものです。

そのような中、八郷地区と石岡地区の行き来においては、ご指摘のように乗り継ぎのポイントであるふれあいの里でいったん降りていただき、行き先となる地区のタクシーに乗りかえていただくわけです。乗合タクシーは一時間単位で受け持ち地区を一巡しているため、乗りかえの際にお待ちいただく場合もあります。そのような時はふれあいの里から路線バスをご利用いただいた方が早い場合もありますので、市としてはバス

料金が割引になる制度も設けているところですが。

「乗合タクシーが使いづらい」というご意見の中には、制度へのご理解を十分にいただいていないことが理由となっている場合もありま

すので、さらなる周知を図っていきたいと思っています。

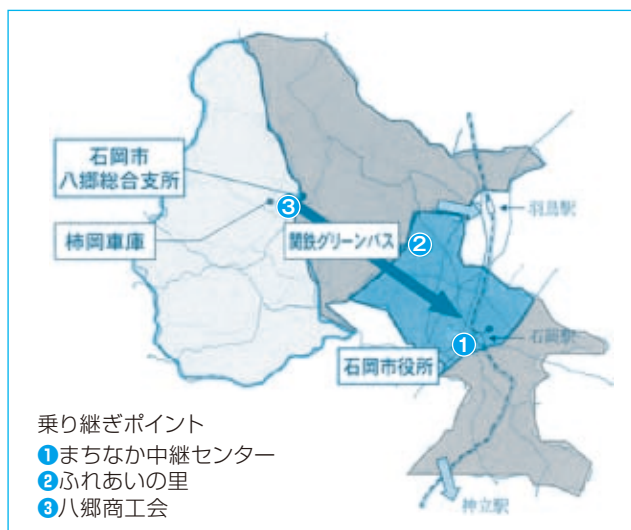
なお、ご指摘の土・日曜日など休日の運行については、その他のご要望とあわせて、行政や運行事業者などで構成する石岡市乗合タクシー運行委員会で協議しています。

市長 現在、全国的に自家用車の普及やライフスタイルの変化等により、地域公共交通の撤退が相次いでいます。今後、高齢化が進展するに従い、公共交通の重要性が増大することは確実です。国においても、行政が公共交通の維持確保に関与を深めるべきとの方

向性を示しています。

これを受けた地方公共団体は、厳しい財政状況を背景に、最小の経費で最大の効果を得るための手法を模索しています。巡回バスも手法の一つですが、当市では最も効果的な手法として乗合タクシーを選択しました。開始以来、市民の皆さまから歓迎の声とともに改善を求めるご意見もいただいています。

市としては、皆さまに乗合タクシーの内容をさらにご説明し、定着を図っていききたいと考えています。



乗合タクシーは乗りかえ等が不便との声あり 市内巡回バスの復活により、 市民福祉の向上を求める

市民福祉の向上を求める

合併特例債による道路整備の 完了へ向け用地買収のノウハウ等を持った 退職後の団塊の世代を 採用してはどうか



かね こ よし お
金 子 悦 郎

合併特例債を活用する道路整備事業一覧

	事業名	総事業費
1	貝地・高浜線整備事業	32億円
2	村上・六軒線整備事業	4億6,000万円
3	上林・上曽線整備事業	22億円
4	(仮称)美野里・八郷線整備事業	14億円
5	(仮称)八郷・新治線整備事業	35億円
6	駅前・東ノ辻線整備事業	35億円
7	インターチェンジ整備事業	18億円

問 合併により、十年間の期限付特例債が認められてから二年間が経過しようとしている現在、特例債使用の道路が七路線あり、又、追加されたスマートインターチェンジ事業は、本年から用地取得に入るとされておりあります。他の七路線も、特例債の残りの年数からみても平成二十年度早々から動き出さなければ終わらないと思います。これらの事業は、いずれも用地取得及び家屋の移転などが伴うものであり、その為にも都市建設部内への職員の増員を含めた、人事異動が行われる事と思います。

又、用地取得の為の買収及

び家屋の移転などの交渉など、重要な問題が出てまいります。

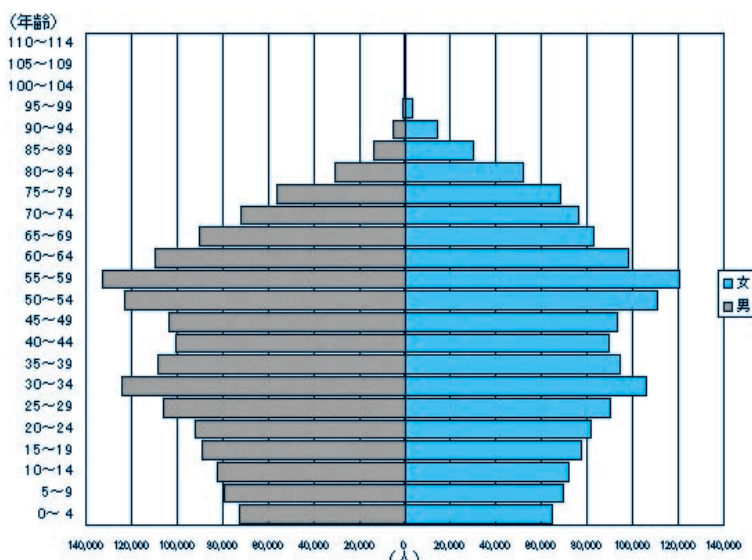
そこで、職員だけの対応では非常に難しいと思われます。従って、現在各方面で話題になっております団塊世代の方々の中で、専門的立場となる様な職場にいて、それらに精通し、ノウハウを十二分に持つていらっしゃる方が退職し、その知識を生かしたいと思っている方が、当市にもおられると思いますので、ハローワーク、又は公募するなどをして確保し、嘱託として採用する事も必要だろうと思えます。そこで、この事に関し、担当部長、市長はどの様に考えていらっしゃるかお伺い致します。(要約) 本人

都市建設部長 合併特例債を

活用して整備する路線は、過般、ご指摘のようにインターチェンジ整備事業が追加となり、七路線となっております。総事業費は百六十億六千万円です。

インターチェンジ事業と駅前・東ノ辻線を除いた路線については、地元説明会も終わり、今年度秋以降から用地の

茨城県の人口ピラミッド (平成17年現在)



茨城県ホームページ「統計Kids」より

買収に入る予定で進めています。

来年度から事業も本格化し、用地買収や工事に入っていきますが、用地買収は非常に難しいところがあります。

用地買収の遅れによって事業が停滞することのないよう、かつて用地買収等にたずさわった職員の配置をお願いし、事業を進めていきたいと考えています。

市長 行政需要に対応する職員体制についてですが、合併

特例債事業も本格化していく中、ご指摘のとおり用地買収が事業の推進を左右することになると思っています。

これを担当する職員については、ご提案の件も含め、関係部長と協議をし、事業の早期完成に向け、適正な人事配置を行っていきたいと考えています。



つかや しげ いち
塚 谷 重 市

お聞かせ願います。
次は遊休農地の活性化策ですが、高齢化や担い手不足により年々増加している耕作放棄里山のローテーションをこわし、イノシシ等による農作物等の被害防止、又、ゴミ等の投げ捨て防止点から対応策を伺いたい。

最後に、合併して二百平方キロと面積の大きい中に観光拠点が点在する中で、お客様に適材適所に良質な観光情報を提供し、市内滞留時間を増加することによる経済波及効果を計る為に、情報端末機の設置について対応を伺います。

最後に、市長と部長に、観光振興を図るうえでの必要施策と助成措置についてと、あわせて「石岡市観光振興アンケート結果の分析」についてお伺いして私の質問を終わります。
(要約＝本人)

石岡市への観光客誘致に向け 観光振興を図る

ための施策は何か



経済部長 つくばエクスプレス開通に伴い、県とつくば、及び周辺市で構成するつくば周辺地域交流活性化実行委員会、つくば周辺市の観光客の増加を図るための方策を検討しています。平成十八年度、十九年度には多くの観光対策事業を実施しましたが、今後

も、当市の豊かな自然と歴史遺産を活用した観光を目指し、周辺市との連携をとりながら観光PRに努め、当市独自の魅力アップも図っていきたいと考えています。

地域独自のツアー支援事業については、旅行業法施行規則の改正により、観光協会やNPO法人も募集型企画旅行の実施が可能になったわけですが、第三種旅行業者の登録には一定の要件もありますので、しばらくの間は旅行業者

との連携を密にして旅行商品の開発を考え、誘客を図りたいと考えています。

石岡地区の中町通り、昭和レトロ街道の町並み再生と八郷・旧朝日小学校活用については、現在、町中散策マップを作成して観光PRに努めています。今後は、町並みを生かしたイベントの促進や文化財をめぐるストーリー性のあ

る散策コースの設定等を検討し、誘客を図りたいと考えています。旧朝日小学校は、筑波山麓の自然等を活用したグリーン・ツーリズムの拠点施設として整備していきます。

観光情報提供のため情報端末機の設置検討については、駅前観光案内所に設置する予定で作業中です。

観光振興を図るための必要施策については、交流型観光の推進が必要と思っています。また、観光客にやさしいおもてなしの観光の推進が必要とも考えますので、今後これらの実現に努力していきます。

過日実施した観光振興アンケートについては、その結果を分析し、市内に点在する観光施設等が自己満足的なものとなっていないか、観光客が

本当に求めているものは何か、観光客にやさしい、滞在しやすいまちづくりがなされているか等の検討が必要と認識しています。したがって、主役は観光客という大原則に立ち戻り、これらを見直したいと思っています。

農業委員会事務局長 近年増えている遊休農地については、農業委員会としても農地の保全、利活用の観点から対策を講じていかなければならないと考えています。抜本的解決は難しいところですが、農地利用集積の推進や認定農業者等への働きかけ等を行い、利活用が図られるよう努力していきたいと考えています。

市長 当市は、今年度事業として観光振興総合計画の策定を予定しています。その中には、当市の特定を踏まえた、また、観光振興アンケート結果の分析に基づく施策等も出てくるものと思います。

ご質問の観光振興施策に対する助成についても、特性ある観光振興が図られるよう、助成も踏まえて考えていきたいと思っています。



おかの 孝男

工事延長届の扱い・周辺被害・土質検査など 川又地区・搬入路建設の 諸問題を問う

問 川又地区の農地改良に伴う搬入路建設について六ポイント質問致します。

① 工期延長届を、埋立てした土の撤去、原状回復の計画書が添付されていないのに仮預かりしたのはなぜか。私のこれまでの役場職員としての経験では添付書類が完備されていないければ預かるべきではないと思う。また、仮預かりという言葉は初めて聞きました。受理か不受理かのどちらかでしょう。

② 六月定例会の私の質問に対し搬入路建設は農地改良するためのもので、終了すれば原状回復すると答弁しております。その計画はどうなっているのか。

③ 搬入路建設によりその隣接の道路や水路への被害はどうか。あるとすればどのような対策を講じているのか。

④ 搬入路建設により、四五〇という大量の残土が入ってきています。周辺の山林、下流の水田等への影響はどうかお聞きします。

⑤ 残土に関し、水質検査、土質検査を行ったとのことですが、結果はどうだったのか。今後そのような検査を実施していくのかどうか。その費用は誰が払うのか。

⑥ 今回の搬入路建設に対する総合的な見解と今後について伺います。最初に農地改良届が提出されたのは昨年の十月二十五日。以降大量の残土が運び込まれ、現在に至っています。

(要約＝本人)

農業委員会事務局長 まず一

点目の工期延長届は受理か不受理かという件ですが、私どもとしては工期延長届の提出に伴う必要書類、つまり搬入路の原状復旧計画、及びこれ以上の土砂搬入を必要とする

理由の提出を求めたところで、す。しかし書類は提出されず、二度の勧告によっても提出されていない状況です。そのような中、届出を受理すべきか否か弁護士とも相談しました。それによると、「届出制度という中で、事業を継続していきたいという希望がある場合、不受理にするのは法的に難しいのではないか」とのことでした。ただし、仮預かりという措置については、私どもが施工業者の届出を精査するために採ったものですが、若干反省しているところです。

二点目の原状回復の計画については、ただいま申し上げたとおり、現在まで提出がありません。

四点目の周辺への影響ですが、農地改良届出地で計画どおりの改良が行われていないため、是正するよう勧告書を送付しました。周辺山林については、一部に倒木、土砂の

流入が見られ、現在、撤去改善するよう指導しています。



都市建設部長 三点目の、搬入路建設による公共用地、道路や水路への被害の有無についてですが、搬入路の建設により、法定外公共物である道路と水路が土砂により埋没しています。道路は長さ約二十

メートル、幅二メートルの範囲で土砂に埋まり、水路は土砂により分断され、隣接地に水がたまっている状況です。都市建設部としては、施工業者に対して早急に土砂を撤去し原状回復を図るよう、七月十二日に勧告を、八月三日に命令を行いました。現在、道路と水路を復旧すべく施工業者が土砂の移動を始めましたが、今後も農業委員会事務局、生活環境部と連携をとりつつ、運搬車両による市道B八六六八号線

破損箇所復旧とあわせ、原状回復に向けた監視体制を強化していきたいと考えています。

生活環境部長 五点目の水質、土質検査についてですが、住民の不安軽減を図るため、私どもでは七月二十一日に搬入土の水質、土質検査を実施しました。結果、いずれから

も有害物質は検出されませんでした。八月十日には二回目の水質検査を実施しましたが、同じく有害物質は検出されませんでした。水質検査については今後も実施していく考えです。なお、費用については、弁護士に相談したところ地権者や業者に求めるのは困難とのことでした。ただし、今後の検査において問題が出た場合は損害賠償請求も可能と考えています。

市長 今回の農地改良に伴う搬入路は、条例等の規制力の乏しい部分を突いたもので、非常に遺憾に思っています。

現在、庁内で連携しつつ、指導、勧告などを行っていますが、今後もこれを進め、かつ、条例も改正して今後に備えたいと考えています。

部活動沈滞は教育上も問題あり
その活性化に向けて

学校外部からのコーチ招聘を 進めるべきだ



こく し すすむ
國 司 進



▲城南中でバドミントン部員の指導に当たる外部コーチ。
同部は、全国・関東大会でも好成績を残している。

問 中学校の部活動と指導環境についてお聞きします。

部活動の現状について以前も質問いたしましたが、いまだに活動の停滞が問題となっておりです。

顧問の異動等で活動が沈滞し、部活が選べない、指導力がない、というケースが多い。そのことで非社会的行為にはする生徒も見られ、機会均等であるべき教育のあり方からすれば大変な問題です。

そこでまず、中学校のスポーツ関連の部活動における外部コーチ招聘について、種目や人数の実態、併せて招聘す

るための制度・根拠・権限、補助金交付制度などに関して伺います。

次に外部コーチ招聘の目的・効果、また部活動の趣旨・果たす役割と意義、そして今後、人材の確保を含め、外部コーチを積極的に招聘する考えがあるのかお聞きします。

更に、外部コーチ招聘の功罪、顧問の過重な負担、消極的な学校の姿勢、これら部活動活性化に対する様々な障害を解決できるのは教育長だけであり、その点についてどう理解し取り組んでおられるのかお尋ねします。

最後に、提言として中学校の部活動活性化のために、学校と地域が一体となつて環境整備ができるよう、行政側の支援をお願いして、質問を終わります。
(要約＝本人)

教育長 中学校のスポーツ関連の部活動において、現在、学校外部からコーチ等を含めた

指導員を招聘している学校は、市内八校中六校となっています。招聘している種目と人数は、サッカーが二人、軟式野球が二人、バドミントンが二人、ソフトテニスが二人、卓球が一人、剣道が一人、合計十人です。

外部コーチを招聘するための制度等については、招聘にはまず、茨城県中学校体育連盟の各専門部への申請が必要ですが、県の事業としては、運動部活動外部指導者派遣支援事業があり、補助金交付制度があります。なお本市では、外部指導者からボランティア的活動をしたいとの希望があるため、今年度はその制度を活用していません。

外部指導者は、技術指導はもとより人物的にも優れていることが望ましいため、必ず学校長の承認を得なくてはなりません。登録すると、公式大会等のベンチ入りも認められます。

次に外部コーチ招聘の目的、効果等についてですが、当市においては、顧問と協力しながら熱心に指導してくれる指導者を選出しているため、効果は上がっていると考

えています。

なお、学校側と外部指導者との連携において問題等が生じた場合には、校長、教頭が中心になり、練習時間、練習内容について再度協議し、共通理解を図っているところで

す。
部活動の目的と果たす役割、意義についてですが、部活動は学校教育活動の一環として行われており、スポーツに興味と関心を持つ、同好の生徒によって自主的に組織されています。より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、心と体を鍛えるとともに、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する教育活動と考えています。

積極的に外部からの指導者を招聘する考えについてですが、ご指摘のとおり、各校の運動部活動の顧問が、すべてその種目において指導力に長けた教員とは限りません。もちろん、教員は練習試合や大会等で指導法を研究したり、指導力向上に努力しているところですが、現状を考えると、外部指導者の積極的な活用を図っていくことが必要かと考えています。



こまつ みよこ
小松 美代子

大規模事業を次々に追加しているが、 最優先すべきは子どもの安全を図る学校建設 当初の合併特例債事業の 進み具合は

小学校、北小学校は、見ただ

問 合併特例債事業で、次々と朝日トンネル、道路（駅前・東ノ辻線）、インターチェンジなど大規模事業が、追加議案として出されてきています。私は市議選の中でも申し上げたところですが、一刻も早く特例債事業でやるべきことは、子どもたちの命を守る、安全を確保するという点では、学校建設を最優先すべきではないかと、これは多くの市民の共感を得たと思っています。八月二十九日に給食センターの竣工式があり、二期より食中毒等を心配しないで給食が安全に子どもたちに提供できること、大変うれしく思っています。

学校の建替等については、耐震化優先度調査の結果が公表されていませんが、いつまでも公表しないでいることはできません。逆に実際に、東

だけで自分がそこにいれば、本
当に大変な状況の校舎なわけ
です。そういう中でいつまで
も改築の計画も出さないでい
ることはできないと思います
。斎場の移転計画も特例債
事業とのことで、次々と追加
していくやり方は決して良い
ことではないと考えていま
す。合併特例債活用予定事業
一覧表に基づいて進捗状況を
伺います。

（要約＝本人）

都市建設部長 合併協議会で
当初に決められた合併特例債
事業四路線の進捗状況をご説
明します。

「貝地・高浜線」は昨年五
月に地元説明会を行いました
が、一部の地権者から事業反
対の意見等がありました。し
かし一方で早期完成を切望す
る方々も多いことから、今期
定例会にこの路線の一部を市

道として認定するための議案
を提出しており、議決後に測
量調査等を実施していく予定
です。

次に、村上・六軒線ですが、
昨年五月に地元説明会を行
い、十八年度で用地の境界確
認及び測量設計業務が完了し
ています。今後は国土交通省
と協議し、国道6号バイパス
の進捗にあわせ、用地取得、
立木等の補償契約を進める予
定です。

次に、上林・上曽線ですが、
昨年五月に地元説明会を行
いました。全延長四・二キロメ
ー、二キロメートルの測量設計業務
を発注し、土地の境界立会い
も済んだため、今年度、一部
の用地買収を予定していま
す。また残り二・二キロメ
ーの測量設計業務も発注してい
ます。

地元説明会を行いました。こ
の路線も今期定例議会に市道
認定の議案を提出しており、
議決後、測量調査等を実施し
ていく予定です。また、終点
に接している国道三五バイ
パス側が小美玉市の行政区域
ですので、現在、同市と交差
点の協議等を進めています。

教育次長 教育委員会関係の
合併特例債事業についてお答
えします。

当初に計画した合併特例債
事業である東小、北小、柿岡
中の改築の進捗状況について
は、昨年度実施の耐震化優先
度調査の結果や小中学校適正
配置等検討委員会の答申、ま
たは少子化、財政難、耐震問
題等の社会状況の変化を踏ま
え、今年度、学校施設整備計
画検討委員会を設置して、問
題解決に向けた協議を進めて
いる状況です。

次に、複合文化施設事業に
ついては、昨年度に建設基
本設計の策定を行いました。
今年度は建設予定地であるイ
ベント広場内の埋蔵文化財発
掘調査を実施しています。調
査は二十年度までの予定で実
施していますが、現在までに

国分寺に直接関係する遺構、
遺物等は確認されていま
せん。

次に、石岡学校給食センタ
ーについては、本体工事が今
年三月二十日に、外構、植栽
工事も六月十五日に完了し、
九月三日から給食を開始して
います。

保健福祉部長 八郷地区の統
合保育所建設の進捗状況につ
いてお答えします。

昨年十一月に地域の区長さ
ん等を対象に説明会を行い、
今年五月には入所児童の保護
者の方を対象に柿岡、葦穂、
恋瀬、瓦会、林の五地区で説
明会を開催し、意見を伺って
います。

ただし、昨年度に始まった
認定子ども園制度に基づき、
地域内の二つの民間幼稚園
がこれを開設したいとしてい
ますので、今後、市内保育所
の施設長会議、または幼児施
設設置協議会の意見をいた
だきながら、事務を進めてい
く予定です。

小・中学校の建設もストップしている中
来年度は発掘調査に3,000万円

複合文化施設建設は、 今が見直す時期だ



しま だ さ と こ
嶋 田 佐 登 子



問 複合文化施設の建設に関しては、基本構想、基本計画、又、本年度の建設予定地の発掘調査と事業が進む中、建設に対する疑問視する声が多数聞こえてきます。市民には十分理解されていないように思われますが、どの様に考えているのか答弁願います。

基本設計概要説明書を見ると、単なる図書館としか見えないが、石岡地区に二つの図書館が必要なのか、又、八郷地区には図書館がなく、合併前に建設の計画があったにもかかわらず、石岡市との合併を控え、合併後の施設の統合も考え、設計費もドブに捨てた経緯もあり、八郷地区から

のアクセスの確保、小中学校の建設が中止されている中で、の再検討等、さまざまな指摘、お願いをしてきた訳ですが、聞き入れてもらえませんでした。その様な中「今後共意見を伺いながら事業を進めていく」との市長の答弁の中、複合文化施設建設には十九年度現在三千三百万近くの経費がかかっており、来年度には発掘調査として三千万と実施計画には示されています。市長がどのような決断をされるのかはわかりませんが、私は今が見直しの時期と考えるものですが、市長の見解答弁願います。
(要約)本人

教育次長 ご指摘の市民の理解については、今後とも広報紙等を通じて周知に努めていきたいと考えています。

また「単なる図書館にしか見えないが、石岡地区に二つの図書館が必要か」とのご指摘ですが、複合文化施設完成後は、現在の中央図書館は図書館以外の目的で活用する考えです。

なお、複合文化施設は、平成十六年一月に、中心市街地活性化プラン推進委員会(「推

進委員会」)から神栄跡地利活用計画報告書が提出され、図書館を核とした施設を整備するよう報告されました。それを受けて、現在の基本設計が策定されたところです。これに基づき、私どもとしては図書館を核とし、市民活動支援部門として市民ギャラリー、視聴覚ホール、研修室を配置して、創作テラスとともに、市民の文化活動を支援したいと考えています。

次に事業の見直しについてですが、この用地は平成九年度に取得をし、平成十二年度に策定された中心市街地活性化プランで「広域的に利用できる駐車場と公園を配置し、核として文化施設を整備する」と位置づけられました。その後、ワークショップの提言などを経て、先ほどご説明した推進委員会からの報告がなされたところです。

さらに、これは合併協議会の中で合意、決定された事業でもあり、私どもでは合併特例債事業の一つとして対応していきたいと考えています。

市長 合併特例債事業については、合併後約二年を経過し、



▲イベント広場の発掘作業

予定した各事業についてそれぞれ検討をしています。中には内容見直しの必要性が生じてくるものもあります。そのような個々の事業の状況を判断し、事業全体の見直しをするべき時期が来ることは確かです。

また、学校施設の耐震化など、合併後に重要性の増大した事業もありますので、緊急性と重要性に鑑み、適切な判断を下すことが必要と考えています。実施に際してはタイミングも重要ですので、そのような中においても最善の判断を下すよう努力して行きたいと考えています。



いけ だ まさ ふみ
池 田 正 文

市道整備は通学や生活の上で重要事項

各地区等から提出された整備要望に市はどのように対処しているのか

れています。

問 市民の日常生活や児童生徒の通学など、市民生活に密着し、欠かすことのできない生活道路整備について伺います。

生活環境の向上と交通の安全確保の観点から、早急な改善が強く望まれております。市民からの要望申請に基づき、整備されている事と思いますが、要望が出されてから数年を経過するものや、実現が困難なものなど、これらの要望はどのような形態で申請がなされ、どのように処理・集積されていくのか、未処理累計件数の詳細な内容とあわせ明らかにしていただきませう。

すべての要望に対し、事業化することは困難ですが、事の重要性や緊急性を十分に精査し、客観的な優先順位によって整備されることが求めら

生活道路関連の整備事業費ですが、整備計画の調整や事業の推進のために予算措置が重要であり、また費用対効果などの経済効率の観点から、統一した見通しのもとで事業推進が図られるような予算の手だてを講ずる必要があります。事業化の裏づけとなる予算額はどのように推移したのでしょうか。

また、未処理要望の対応について、緊急性・重要性・限られた予算等を踏まえ、今後どのように対応するのかお伺いします。（要約し本人）

都市建設部長 まず生活道路整備に対する要望の現状と実態についてですが、地元や区から出される要望の形態としては、一つに請願・陳情等の形で市議会へ出されるもの、二つに市長に提出されるもの



の、三つに事業所管である都市建設部・道路建設課へ直接出されるものがあります。

議会で採択された請願・陳情や、その他の形で出されたものは、提出区分ごとに台帳へ集約・整理し、現地調査を実施して、当該年度に着手する施工箇所を選定しながら進めています。

施工箇所の選定にあたっては、現状のまま放置しておけない箇所や、老朽化が著しく危険度の高い箇所を優先して

います。

また、要望には単年度で完了できるもの、道路の全面改良や拡幅など長期間を要するために年次計画によるもの等、さまざまな形態があるわけですが、私どもでは予算額との調整を図りながら整備を行っているところです。

未処理要望の累計件数と内容についてですが、全体の累計件数は三百七十七件です。そのうち、今年度中に事業を予定しているのが七十七件ありますので、残りの未処理件数は三百件になります。内訳としては、道路改良工事が百十九件、舗装工事が六十二件、排水整備工事が百十九件です。

当市には延長一千九百四十一キロメートルに達する市道があり、なかなか要望どおりの整備が進まない状況です。

なお、このほかに市民から直接連絡があったもので、工事が必要としないものについては、維持現業班が即日対応に当たっています。これについても、年間一千件を超える要望があります。

次に、生活道路関連整備事業費の推移についてですが、



合併前の平成十六年度一般市道整備事業費は、旧石岡市と旧八郷町を合わせて三億二百七十万円。合併後の平成十九年度一般市道整備事業費は一億五千三百万円円です。で、合併前と比較すると一億四千九百七十万円、約五十割の減額となっています。このような厳しい財政状況の中での整備であることを踏まえ、慎重な取り組みに努めていきたいと考えています。

市長 未処理要望への対応ですが、各年度に処理できる件数は限られていますので、残された要望については緊急性、重要性、財政状況などを鑑みつつ、整備に向けて努力して行きたいと考えています。

学校施設の早期耐震化こそ、 緊急性・重要性に鑑みて最優先事項 検討委員会は、 一体いつ報告できるのか



かな い かす のり
金 井 一 憲



▲市内で最も新しい府中中学校。当然、耐震性に問題はない。

問 前回の定例会の一般質問において、耐震の面で建物の安全性に対し疑問のある学校施設についての改築を含む早期耐震化を求めたところ、執行部より「学校施設整備計画検討委員会において緊急性・重要性・財政状況を勘案し検討を重ねその結果に基づき速やかな対応をする」との答弁がありました。

そのような中、石岡市立小中学校適正配置等の検討委員会の答申を受けてから、そして耐震化優先度調査の結果が出てから半年が過ぎ、学校施設整備計画検討委員会に關しても去る六月四日の設置から三か月がたったわけですが、現在の整備計画策定の進捗

(進み具合)はどのようなになっているのでしょうか。

私は、緊急性と重要性という意味において、学校施設の早期耐震化こそいま最も優先されるべき案件であると考えます。早く方向性を打ち出し、計画を立て、耐震化に取り組んでいかなければなりません。

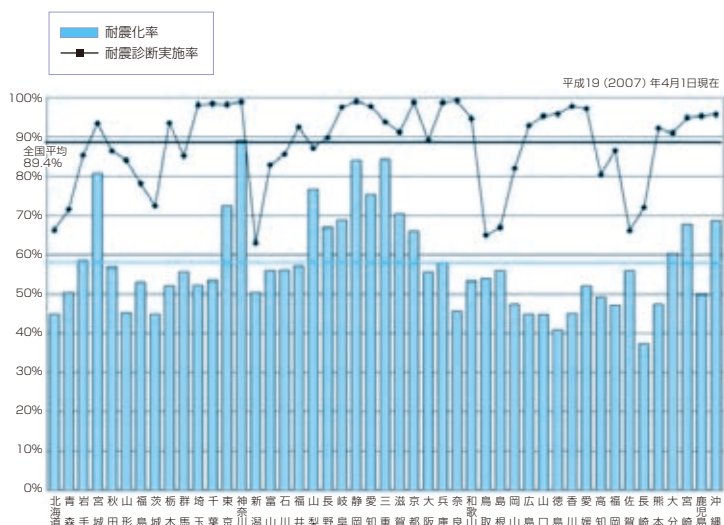
そこで、学校施設整備計画検討委員会は今までに何回会議を行い、どのような検討を行って来ているのか、また併せて今後の予定と、最終的に「いつ」その報告ができるのかお尋ねいたします。

なお、市当局にはこの案件の重要性を再認識していただき、かつ、検討委員会に対しても早急に結果をまとめて報告いただくよう強く要望をしておきたいと思います。

(要約 本人)

教育次長 学校施設整備計画検討委員会は、庁内の企画、財政、総務、建築住宅指導、教育総務の課長級職員六人で構成していますが、六月四日の第一回以降、七月三日の第二回では耐震診断順番の調整等について協議を行い、三回

公立学校施設の耐震改修状況 (小中学校)



文部科学省ホームページ「公立学校施設の耐震化の推進」より

目の七月二十五日は財政シミュレーションについて協議しています。七月三十一日の四回目は特例債、適正配置、耐震化優先度調査からの整備計画について協議し、八月八日の五回目は報告内容について協議しています。

そのほか、八月九日、二十一日、二十八日には、報告内容の検討及び調整等を行っています。現在に至っているところ

なお、会議の時間は一回が二時間ほどですから、合計で十六時間ほどの協議を行っていることとなります。

今後どの程度の時間をかけるかについて、具体的な数字は考えていません。

最終的な報告の時期については、耐震診断を含め、次年度予算に反映できるよう、できるだけ速やかな時期に提出したいと考えています。



とく ます ち ひろ
徳 増 千 尋

問 合併特例債を活用して、神楽跡地に図書館とギャラリー的なものを併設した施設を建設する計画が進められている。神楽跡地の取得の目的は「中心市街地活性化を図る」ということであった。十三億八千万円の借入をし、約二億円の利息を払い続けてきた。その間の利用は年一回のお祭りの無料駐車場、年一回の商工祭等のイベント、それに十六億円も借金して取得した土地が使われてきたのである。行政評価に「バリュー・フォー・マネー」の基礎的な概念をとり入れている。この意味は市民の皆様からお預かりした税金の使用価値を最も高めようとする考えで、同じお金で新たな価値の創造を産み出すことである。市は市民の税金をただ単に借金に対して利息を支払っていただけで、新

用地取得費の利息を二億円払い、価値の創造は皆無 複合文化施設——新たな図書館は、 中心市街地活性化に効果があるのか

たな価値の創造など全くやって来なかった。市長は行政も

経営の時代と言っているが、本当に経営をやったことがありませんか。民間と公共は違うといっても、利潤を目的とするか、市民サービスを目的とするかの違いである。二億円に匹敵するような市民サービスを提供して来たのか。改めて申し上げますが、神楽跡地の取得目的は「中心市街地の活性化を図る」である。

① 図書館は都市機能の高度化、中心市街地の活性化にどのような効果があるのかお伺いします。

② 今年度、策定が始まる中心市街地活性化プランは、どのような考えを持って策定されるのかお伺いします。

(要約し本人)

市長 まず一点目についてですが、図書館は、公共施設の中でも住民の皆さまが最も身



▲ イベント広場

近に利用する施設の一つです。

現在の中央図書館は年間十二万人の皆さまにご利用いただいています。さらに機能が高まる複合文化施設は、交流人口の増大、そしてまちの活性化に効果がある施設になるものと考えています。

次に二点目についてですが、現在、現時点における計画である中心市街地活性化プ

ランの、事業の検討・評価を行っているところです。

新しいプランにおいては、その評価結果などを踏まえ、新たな事業計画を策定して行くことにしています。具体的には、効果が認められた事業は継続し、実施できなかった事業についてもその原因を分析して、事業化によって効果が期待される事業に関してはさらに検討して行きたいと考えています。

また、策定の考え方としては、中心市街地の歴史的な資源を生かすことはもとより、重視すべき視点として生活機能の向上を掲げています。中心市街地の暮らしやすさを支える都市基盤、そして商業、住宅、福祉、教育、交通など、さまざまな点にかかわる要素に着目して行きたいと考えています。これらの機能を高めていくことにより、中心市街地全体の活性化が実



現できると考えています。

なお、ただいま申し上げた中心市街地活性化プランは旧石岡の中心市街地に対する取り組みであり、柿岡の中心市街地に関しては、現在までのところ調整等ができていません。これについても、将来的に取り組むべき課題であると思っています。



あきら
やまぐち
山 口 晟

所、規模等も大きく変わりますため、南部開発等も考えた、バランスのとれたまちづくり計画が急務であります。

問 私は、石岡市のまちづくりは、霞ヶ浦と筑波山の自然を生かした歴史と文化のまちづくりであり、将来（県南ゾーン）の七十万国際観光都市づくりを目指し、まず、小美玉市、かすみがうら市、土浦市を含む三十万中核都市を早急に進める事が大切であると前回申し上げました。

石岡市は旧八郷町と合併し、早二年が経過いたしました。今後、道路行政、観光対策等についても広域合併を考えた計画が必要であります。特に箱物建設するには場

そこで伺います。私が長年申し上げております、霞ヶ浦観光道路の整備をはじめ、高浜入り干拓を利用しての水生植物園の整備、そして新川整備（公園づくり）、さらに舟塚山古墳群、常陸国分寺跡整備、復元等について、又、広域合併めざした約一千六百人収容の文化センター建設と、関川、三村、旧八郷の自然を生かした野外運動公園及び農道、林道、ハイキング道路の整備を早急に行うべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

（要約：本人）

企画部長 自然、歴史と文化のまちづくりについてのご質問ですが、私は三十万中核都

市石岡を目指した文化センター建設についてご答弁します。市町村合併の動きに一区切りが付き、今後は合併した自治体が、それぞれの掲げる将来都市像の達成を目指して努力している状況です。当市においても、今年第一回定例会で議決をいただいた総合計画に基づき、まちづくりを進めていくところです。したがって、文化センターについては、現施設を有効活用する考えです。

七十万国際観光都市づくりについても、当市の特性を生かしつつ、総合計画に基づいて観光振興を図るべきと考えています。

経済部長 農道、林道等の整備についてですが、農道整備事業は逐次進めているところです。しかし、何しろ財政的な問題も伴いますので、国庫

補助や県補助等がいただける事業を進めているところですが、ハイキング道路というお尋ねもあります。現在、八郷地区の上青柳に里地・棚田保全整備事業ということで、道路の整備をしています。

また、石岡、かすみがうら、土浦、つくばの各市で構成している中で、田園空間整備事業として道路の工事を進めているところですが、林道については、半田線の工事に着手しています。

霞ヶ浦観光道路、水生植物園及び新川整備についてですが、道路については現在、整備計画はありません。新川整備は、平成九年に霞ヶ浦導水事業・高浜機場の一部公園化に合わせ、霞ヶ浦環境のイメージアップとレクリエーション施設として整備を進めてはどうかということで策定された経緯がありますが、霞ヶ浦導水事業の財源の見直し等もあり、休止状態となっています。市単独の事業で進めるか否かについては、財源確保の問題や社会状況の変化等もあり、優先度は低いものと考えています。

教育次長 舟塚山古墳群及び常陸国分寺等の復元についてですが、これらの貴重な文化財を市の財産として大切に保護・保存し、次世代に守り伝えていくことは重要な使命だと考えています。平成十五年度に策定した文化財マスタープランの中で、将来を見据えた基本理念と指針を掲げていますが、常陸国分寺等の建物復元には莫大な費用を要しますので、現時点では非常に困難な状況と考えています。

市長 三十万都市、あるいは七十万都市構想という観点からのお尋ねです。

現在当市は、第一次石岡総合計画を作成し、文字どおり合併後の着実なまちづくりを進めるべき段階です。

したがって、特に新市の一体性の確立、地域の均衡ある発展が最優先するべき課題と認識しています。そのようなことから、大きな合併への取り組みは将来の課題と捉え、周辺市の動向を注視していきたいと思っています。

今後の道路・観光行政は 次の合併を睨んだ計画が必要だ

霞ヶ浦観光道路・水生植物園・新川の整備や、舟塚山古墳群・常陸国分寺の復元、文化センター建設、野外運動公園・農道等の整備の考えを問う



議案 一般会計歳入歳出決算

当市は税の収納率が低い 専門知識をもつ嘱託職員 採用を



かね こ よ し お
金子悦郎

問 今議会開会日に平成十八年度石岡市一般会計決算審査意見書が代表監査委員より読み上げられました。その「結び」の所で、歳入の中心である税金などで、県内における当市の徴収率は決して良い方ではないと指摘されました。市当局におきましては、収納特別対策室を設置し、収納に当たっているとは思いますが、その効果は現実に出ておりません。平成十六・十八年度までの県内四十四市町村の中で、徴収率は下から七・五、三番目であり、この三年間に〇・七割しかアップしていないという現実であります。これらのことから、収納になお一層の努力を重ねていただきたい、その為に職員の意識改革と共に、専門的知識を有する方を嘱託として採用し、実地での徴収、又は指導などをしていただくために採用し、対応する事も必要であると思えますので、徴収率アップへの方策及び嘱託採用について担当部長、市長にお伺い致します。（要約＝本人）

総務部長 徴収率アップに向けた今年度の取り組みとしては、年二回の特別滞納整理実施のほか、県税職員と共同での滞納整理、総務部職員による滞納整理、税務課と共同による軽自動車税の滞納整理の実施、夜間と毎週土曜日の現年度分を中心とした電話催告などがあります。

また、過年度分の滞納が非常に多いため、今後は悪質な滞納者に対して車へのタイヤロックを実施し、また、市民の皆様は納税上の便宜を図るため、コンビニでの納入を可能にする準備も進めていきます。

市長 徴収率の向上に関しては、昨年度、県税事務所から半年間にわたり二名の派遣を受け、滞納処分のある方等の実践指導を受けました。税務署OBの指導も受けています。

嘱託職員等の任用については、その形態や期間等を総合的に検討し、公的な整備を進める必要もありますので、より効果的な制度の活用に向け、引き続き検討していきます。

税の賦課を免れている 未申告者に適切な対応を



おか の た か お
岡野孝男

問 国から地方へ税源移譲されたのに伴い、本市における住民税の収納率確保が市の財源確保につながる訳です。そこで、税金を賦課する側から、税源確保のための方策をお尋ねいたします。収入があるのに税金の賦課を免れている未申告者がいると思われまふ。まじめに申告をして、多額の住民税を払っている、まじめな住民がばかしくなってしまうないように、適正に住民税は賦課しなければなりません。それらの対策はどうなっているのか。平成十八年度の未申告者は何人いるのか。その未申告者に対してどのような調査や対策をしたのかお尋ねいたします。

総務部長 給与所得者以外の市税等の賦課は、所得税、住民税の申告書をもとに行っています。これらの申告は自主申告が原則であるため、ご指摘のように申告を行わない者があふことは事実です。

十八年度における未申告者への賦課については、まず世帯主で申告書未提出の方を抽出し、呼び出しの葉書を送付しました。総数七百六十五人中、百七十三人の葉書は戻ってきましたので、実数は五百九十二人になります。

呼び出しを行っても申告に来なかった方については、再度、通知を送し、また、「広報いしおか」によって未申告者への呼びかけも行っているところです。

税の公平を保つ観点から、今後も関係課とも協議をし、ご提言のあった個別訪問も含め、未申告者が自主申告をするような仕組みづくりを進めていきたいと考えています。

を立てるべきであります。（要約＝本人）

議案 一般・特別会計歳入歳出決算

今回の決算書を見て市長は 自らの施策をどう感じた



とくまつ ひろあき
徳増千尋

問 今回のこの決算書を見て、市長は、どの部分を「これはよくできた」と考え、どの部分を「これは予算が足りなかったから、次のときにはもう少し予算を投入していかなければいけない」とお考えになったか、まず伺いたいと思います。

それから、何といつても石岡駅周辺の整備事業は、力を入れて進めなければなりません。そのような中、決算書にある人道跨線橋活用検討調査委託において、現状のままでは耐震上の問題から橋上化は困難であることが判り、現在は自由通路新設案、下部工新設案、下部工補強案の三案の検討を行っていると言います。これについて市長は、どのようなお考えをお持ちになっているのかお聞きしたいと思います。(要約＝本人)

市長 決算結果を踏まえた総括ということですが、全般的に、まだまだ継続的に取り組んでいかなければならない課題があるわけです。

特に福祉民生部門で、少子化対策をより充実させる必要があると思っ

た次第です。そのような観点から、十九年度の予算にはそれを反映し、一層の充実を期したところですが、もちろん、議会の皆さんからの強い要望も踏まえたものです。

次に、駅周辺整備についての考えです。この問題については継続的な課題として取り組んでいるわけですが、現在、駅舎を含めた跨線橋のあり方が課題になっているわけですが、駅周辺整備については、このほかに鹿島鉄道の廃線という課題もあるため、これらを踏まえて、西口の駅周辺、あるいは駅舎、そして跨線橋等のあり方を、さらに一歩進めて計画を考えて行くつもりです。

個人市民税の 税収増は市民への課税が 重くなった証だ



こまつ みよこ
小松美代子

問 平成十八年度はなぜ地方債の任意繰上償還を行わなかったのか、理由をお尋ねします。実質公債比率が前年度より〇・三割高くなっています。利子の高い地方債等はできるだけ繰上償還をし、借り換えを行い、負担を少なくする努力を常にするべきだと思います。

歳入の決算で、市税は前年度比で〇・六割の増、地方交付税が四・六割の減、地方譲与税が三十七・七割増となっているが、これは各種控除の廃止や定率減税廃止の影響、又、合併効果等が出ているのかどうか。

市民税の法人市民税三・七割減に対し、個人市民税が十・三割増となったことは、一般市民にとって課税が重くのしかかったものと判断しますが、どう見ているのか伺います。

(要約＝本人)

行わなかった理由ですが、これについては市税等の財源に余裕がある場合に実施するもので、十八年度の場合はこれに該当しなかったということです。

次に地方交付税の減についてですが、合併後十五年間は、新市の状態で算定した額が合併前の旧自治体で算定した額を下回らないように算定するという特別措置が設けられているため、ご指摘の減で留まったものです。地方譲与税の増は、国から地方への本格的な税源移譲に先立つ措置として、所得税の一部が譲与されたものです。

総務部長 市税の増は、個人市民税において老年者控除の廃止、定率減税、公的年金等の控除額の縮小により増額となったものです。

森林湖沼環境税については、県の依頼によりパブリックコメントの募集を当市の税の窓口に行っています。この税は県税ですので、私どもとしては今後の動向を見守っていききたいと考えています。

企画部長 地方債の任意繰上償還を





市長に決算の総括と 来年度予算への 所見を伺う



いけ だ まさふみ
池田正文

問 今回の決算は、平成十七年十月、新石岡市になってから初めて通年で
の予算執行であり、大変重要なもの
であったわけですね。私としては、旧
市町の一体化を図り、バランス重視
の予算編成であったと思っています。
そこで市長に、大所高所から、執
行権者としてこの決算を総括してい
ただき、来るべき平成二十年度にど
のように向かわれるのか、その所見
をお伺いします。(要約＝本人)

市長 十八年度は、交付税や臨時財
政対策債などが大幅に減少し、その
反面、扶助費、医療給付費等の社会
保障費を中心に歳出が増加しました。
大変厳しい財政環境でしたが、新市
建設計画に掲げる、活力と生きがい
に満ちた協働によるまちづくりを目
指し、新市の一体感の速やかな確立
また、市民福祉の向上と地域の均衡
ある発展を図るため、限られた財源
を重点的、且つ効率的に活用しまし
て、より健全な財政運営を目指して
きたところです。

予算執行に当たっては、行財政改
革大綱や財政健全化プランに基づき、

成果重視の効率的執行に努めてきま
した。しかし、歳入面では、その中
心である税等の徴収率がよい状況に
ありません。今後、収納率の向上を
図ることが重要と認識しています。
歳出においても、繰越明許費などの
縮減を図るため、事業内容を十分検
討し、執行率向上に努めていきたい
と思います。

なお、事業の実施においては概ね
当初予算の成果を得ることができたと
考えています。

来年度の予算編成については、こ
れまで以上に歳出を抑制する一方、
収納率の向上、税収の確保に努め、
持続可能な財政基盤の確立を図ると
ともに、多様化する市民ニーズに応
えるため、第一次総合計画の実現に
向け、直面する重要課題、例えば合
併特例債事業の計画的な執行や学校
の耐震化などへの的確な対応をはじ
め、試行的ではありますが行政評価
を行い、優先度の高い事務事業に積
極的に取り組むなど、重点化、効率
化を徹底し、健全な財政運営を図っ
ていきたいと考えています。

第4回定例会で請願・陳情の審査をご希望の方は 11月20日(火) 午後5時30時までにご提出ください。

請願・陳情※は、市役所本庁舎の開庁中いつ
でも受け付けています。

ただし、受付後の直近の定例会で審査でき
るのは、原則として定例会開会に先だって開
かれる議会運営委員会開会日前日の午後5時
30分までに提出された分となります。

したがって、現在請願・陳情の提出をお考
えの方で、第4回定例会(12月5日～12月
19日予定)での審査をご希望の方は、議会運
営委員会開会日(11月21日(水))の前日11月
20日(火)午後5時30分までに、議会事務局(市
役所本庁舎3階)へご提出ください。

なお、陳情の場合、郵送にてご提出いた
だいたものは原則として「全議員に配付するの
み」という取扱いとなりますので、ご注意く

ださい(事情によってご来庁になれない場合
は、議会事務局 ☎23-1111 内線310)に
ご相談ください)。

書式について

書式等に、特に決まりはありません。請願・
陳情の要旨(市や市議会に対して、どのよう
な理由でどのようなことを求めるか)を簡潔
にお書きください(道路や側溝などの整備を
求める場合は、略地図を添付していただけれ
ば幸いです)。

なお、提出者の方はお名前(署名もしくは
記名・押印)、そしてご住所を明記されるよう
お願いします。

※請願とは当市議会議員の紹介があるもの、陳情はそれがないものを言います。

当市議会では、議会事務局へご持参いただいた陳情は、原則として請願と同様に審査を実施しています。

残土条例の的確な運用をし、住民主体の行政をしてほしい



せき 昭
あきら

問 残土条例（土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例）の一部を改正する議案について質問します。現行の条例は、住民の意向に関わりなく申請が出されれば許可せざるを得ないことと、適用除外の曖昧さが欠陥となっています。まず、「周辺住民の理解を得るよう努める」が「理解を得る」に改めるとなっておりますが、具体的にはどのような方法、範囲で理解を得るのか。また、今回のように埋立て地域ではなく、水利権のある住民の同意も得る必要があります。

次に、農地改良は農地法、その他の法令等には何ら規制がなく、現行条例でも十分に対応できると思われるが、農地改良届について明確に適用除外から外したのは評価できる。しかし、今回のように条例の的確な運用を怠るようなことがあってはならず、住民を主体に考えた行政をしていただきたい。

更に、事業主等が、指定された期限内に命じられた措置を履行しない場合、代執行することを明記すべきである。（要約＝本人）

生活環境部長 「理解を得る」という件ですが、条例の施行規則に、埋立て等区域の周辺関係者に対し、土地の埋立て等の内容に関する事前説明会の開催、そして周辺関係者の同意を得ることを盛り込む方向です。

また、事前協議要綱には、「地元関係者に対する説明会等」の条項へ、区長などの代表者を地元関係者に位置づけることと、説明会の開催を義務づける方向です。なお、水利権の問題についても、水利組合等があれば、その組合長等が事前協議要綱に盛り込む「区長などの地元代表者」に包含されるものと考えます。

行政代執行については、不法な埋立てにおいては、行為者はもちろん、地主にも責任があります。市は、行為者及び地主に対し、撤去を命じ、命令に従わない場合は法的手段において厳格に対処しなければならぬと考えています。

なお、私どもとしては、ご指摘のように今後とも住民主体という考えで対処していきたいと考えています。

ゆりの郷の揚湯ポンプ交換工事、市が費用の一部を負担した理由は



かな い かすのり
金井一憲

問 ゆりの郷の揚湯ポンプ等交換工事について、市長が八月九日に補正予算措置を専決処分された案件について伺います。

私は、この工事費の負担は、全額施工業者にあると思います。今回の工事における補正予算措置の必要性について、疑問に思った点についてお尋ねいたします。

揚湯ポンプ不稼働等の原因及び旧八郷町と施工業者との契約書について、市当局の認識の二点が工事費の負担の是非を判断するためのポイントとなると考えますが、いったいそれらをどのように認識し、今回の補正予算措置が妥当であると判断したかお聞かせください。合わせて、今回の工事後の保証期間についてもお答えください。（要約＝本人）

き上げ、徐々に堆積したと推察されます。しかし、なぜ源泉井に砂がたまったかは、明確な判断ができない状況です。

旧八郷町と施工業者が平成九年十二月に交わした売買契約書によると、保証期間は供用開始後十年間ですが、「自然災害による場合はこの限りでない」となっています。供用開始は平成十二年七月ですので、市としては保証を求めましたが、地下での地震等の影響も考えられることや、消耗していくポンプまでを想定した保証ではないとして、一方的な瑕疵責任は受け入れられないとの回答でした。市としては、多くのご利用がある施設ですので、早急に再開したいのが本音です。したがって、保証対象とならないと判断できる、故障したポンプの交換と源泉の管内の清掃は市が行い、湯量を確保するための浚渫は施工業者が行うことで合意をしたところです。専決処分についても、一日も早い再開へ向けて決断したものですので、ご理解願いたいと思います。

経済部長 今回の揚湯ポンプ不稼働は、ポンプに砂が詰まったことが原因でした。砂がたまった理由としては、地下九百九十センチから一千二百七十八センチの源泉を確保するストレーラーから、何らかの原因で砂が入り込み、温泉くみ上げ時に砂も一緒に巻

ゆりの郷の工事費支出 なぜ市長は専決処分 したのか



いけ だ まさふみ
池田正文

問 ゆりの郷の湯湯ポンプ交換工事の費用を負担する補正予算は、地方自治法の規定に基づいて専決処分されました。自治法は「普通地方公共団体の議会が成立しないとき」、「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」等に長は専決処分できると定めています。

しかし、大変ぶしつけで失礼な物言いですが、誤解を恐れず申し上げるならば、専決処分は長による恣意的な運用の可能性が否定できず、この場合、議会はただの追認機関になっってしまうわけです。今回のケースでは、七月二十七日の事件発生後、八月九日には議会の全員協議会へ報告しており、この十日間が「時間的余裕がない」と言えるのかどうか、甚だ疑問が残ります。市長はその時々で最善の判断をされていると思いますし、今回の専決処分にも確固たる理由があったことと思います。しかし、客観的理由がわからない私

の疑問を取り除く意味からも、市長の専決処分に対する考えを伺います。

（要約＝本人）

市長 専決処分については、私も法に即して判断して行きたいと考え、対応してきているところです。

今回の場合は、当市にとって重要な観光施設の問題であり、「温泉が使えない」という風評が広がると、周辺の観光施設にも大きな影響を及ぼすことが懸念され、大きな損失にもつながると考えました。

このようなことから、当市の観光イメージダウンにならぬよう、一日でも早い再開に向けて判断したところですので、ご理解いただきたいと思います。

なお、温泉施設を休業している間も、ゆりの郷のレストランには六千五百五十五人の方々にお出でをいただきました。私も、改めてゆりの郷の人气と、その重要性を再認識したところです。

今回の専決処分に緊急性はあったと言えるのか



とくます ち ひろ
徳増千尋

問 専決処分が多すぎる。議会が追認機関になってしまったような危惧がある。議会も合併を機に原点に戻って、しっかりとやって行かなければならないと自戒の意味も込めて質問する。議会の一人として、もう少し手順を追って手間暇かけた決め方、手間暇かけた議会であればならないと思う。専決処分する側は年間予算五百億円の中の、たかが四百万円かも知れない。一円でも納税者の税金である。その使途についてメスを入れたりチェックするのも私共の役目。執行部から出されたものを理由もなく賛成とは言ってられない。

①地方自治法第一七九条、これは首長の専決処分権。首長の専決処分は絶大なものがあるということは認識している。一七九条にも書かれている「特に緊急を要する為議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」と認めるとき」と書かれているが、市長は議会をなぜ招集しなかったのか、その理由をお伺いします。②市長が専決処分を行うのであるが自由裁量ではない。石岡市民全員が

何でもご自由になさって下さいと言っ白紙委任状を市長にお預けしたわけではございません。羈束裁量に該当する程、客観性があるとは私は思えません。臨時議会を招集したのであれば時期を失する程、緊急性があったのかお伺いします。（要約＝本人）

市長 今回の場合は、ゆりの郷が当市観光のイメージアップに重要な役割を果たしていること、温泉施設の休業が周辺観光施設へ影響を及ぼす可能性、さらにはご利用の皆さまのこと等に鑑み、一日も早く再開すべきであると判断し、専決処分を行ったところです。

私も、地方自治法第一七九条に基づく専決処分は、市民生活に大きな影響を与え、かつ著しく行政執行に影響がない限りは行うべきでないと考えています。自治体の行政執行においては、議会制民主主義の原則にのっとり、議会の議決を要するものは議会を招集して議決願う形で行っていきたいと考えています。

今後発生する 不法投棄に対応できる 内容となっているか



さくらのぶゆき
櫻井信幸

問 石岡市残土条例（土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例）を改正することは、おおいに賛成ですが、今後も不法投棄問題は発生すると思われます。

そこで、明らかな怠慢で地域住民に多大な損害をかけた場合の行政側や地権者の責任について、条例に明文化し、周知徹底することで、相当の抑止効果が期待できるのではないかと。

また、今回の改正の中で五百平方メートルからの農地改良について半径三百メートルの同意、地元説明会の義務付けが明示されていますが、仮に農家の方が一千平方メートルの水田を畑に改良するとき大変困るのではないかと。善も悪も一緒に含めたようなところを改善できないものか。合併前の八郷町の改良届は一千平方メートルが限度でした。或いは残土条例の中で進入路も含まれると改正すれば、今後の残土問題は防止できるのではないかと。

（要約＝本人）

生活環境部長 今回の改正では、埋立て等を行う者の責務に関する条例を「周辺の地域の住民の理解を得るよう努める」から「理解を得る」と表現を強め、周辺の地域生活環境の保全と災害防止のために必要な措置を講じるよう求めるなど、土地の埋立て等を行う者の基本的責務を明らかにしています。また、土地所有者に対しても、住民の安全と良好な生活環境の確保に関して基本的な責務があることを認識し、その上で土地を提供するよう明記しています。

行政の責務については、今回の条例改正のように制度を見直し、対応していくことが重要と考えています。

農業委員会事務局長 今回の条例改正により、農地改良が五百平方メートルを超えると残土条例が適用になります。これについては、農地改良届出者と協議をし、例えば五百平方メートル以内ずつ2か年にわたって改良し、一千平方メートルとする方法など、残土条例が適用にならない指導もしていく考えです。

今後、東地区公民館の 借地契約をどう考えていくか



こまつ みよこ
小松美代子

問 障害者自立支援給付事業として七十五万円が計上され、内訳は、障害者自立支援システム改修委託料三十万円、電算用備品四十五万円となっています。既に法は施行されていますので、今なぜシステムの改修が必要なのか伺います。

林業振興費として間伐推進モデル事業委託料四百五十五万円計上されています。県のモデル事業というところで、花の咲く樹木、広葉樹の植栽など事業展開ができないものかどうか伺います。

都市計画総務費の特別道路対策事業、スマートインターチェンジ整備委託料のうち、工作物の補償六千万円とは何か伺います。

公民館費、東地区公民館の管理運営経費、建物修繕五十万円が計上されています。建物の状況、今後の借地契約をどう考えているのか伺います。（要約＝本人）

保健福祉部長 今年十月から、障害者福祉サービスの給付に係る審査、点検の平準化と適正化を目的として、

給付費支払いシステムの導入が国で決定されました。全国一律に同様のコンピュータで処理するため、国の全額補助で整備をするものです。

経済部長 現在、農家の方でも森林の整備、除間伐等に入らない方が多いようです。ご提言の件は、今後つくばね森林組合と協議していきます。

都市建設部長 工作物の補償は、インターチェンジ予定区域の中の鶏舎、立木、倉庫等に充てる費用です。

教育次長 防火対象検査の結果、消防署から館長室と相談室のカーペットを防煙加工したものに交換するよう指導されました。またボイラーの吸収冷温水機の修繕も行います。

なお、借地契約については来年度からの三年契約が三十年契約の最終期に当たするため、借地料と併せ契約更新の可否を協議していく予定です。



請願&陳情



第3回定例会では、皆さまから次のような請願・陳情をご提出いただいたき、委員会等で審査を行いました。

公益通報窓口を外部に
設け談合裏金等監視の
強化を求める陳情

【付託】 平成十九年

第二回定例会

【経過】 現在、総務企画委員
会で継続審査中

水路整備についての請願

紹介議員 島田久雄

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】 私たちが居住する石
岡市下林竜の口地区は、水路
が未整備のため、大雨時にお

いて冠水する状況が度々起っ
ている。当該地点は市道の交
差部分であるが、冠水時には
通行不能となるため、車や歩
行者は迂回を余儀なくされる
など、通行に非常に不便をき
たしている。

市においては、現状を調査
し、早急なる水路の整備を図
っていただきたい。

【都市建設委員長報告の要旨】

審査に先立ち、当委員会は
委員全員をもって竜の口地区
へ赴き、請願地区の状況を調
査した。既存の水路は雑草に
覆われた状態となっており、
その詳細を確認するのは困難
な状態だったが、これを整備
した場合、下流部の排水施設
の改修等が見込まれたところ
である。

その後の質疑においては、
委員から「合併前は流末が旧
石岡市側にしかとれないため
に整備が困難だったが、合併
した現在では、流末確保は可
能なはずである」との指摘があ
り、別の委員からは「地図を
みると水路は屈折している
が、整備を実施する際は直線
的にする方が望ましいのでは
ないか」との意見も出された。
また、「当該地区から『土木



工事要望箇所報告書』は提出
されているのか」との質疑に
対し、市執行部からは「戸の
内地区からは昨年度に請願と
同内容の要望が提出されてい
る」との答弁があった次第で
ある。

この「土木工事要望箇所報
告書」とは、八郷地区におい
て実施されている制度で、年
一回、各地区の区長が地域の
要望を取りまとめ行政へ提
出するというものであるが、
その後、委員からは、「土木
工事要望箇所報告」と、採択
した「請願・陳情」の両者に
おける、整備の優先順位決定
に際する取扱いについて問題
提起がなされた次第である。
その後に行った討論におい
て発言を求める委員はなく、

委員長において直ちに採決を
行った結果、当委員会は全会
一致をもって本請願を「採択
すべきもの」と決した。

【審査結果】 採択

教育予算の拡充を求め
る請願

紹介議員 岡野孝男

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】 子どもたちに豊かな
教育を保障することは、社会
の基盤作りにとってきわめて
重要なことである。

現在、多くの都道府県では、
児童生徒の実態に応じ、きめ
細かな対応をするための少人
数教育が実施されている。茨
城県でも「のびのびいばらき
っ子プラン」として、小学校
一・二学年で、学級編成の弾
力化等単独事業を実施して
いる。

しかし、義務教育費国庫負
担金の負担割合が三分の一に
縮小されたことや地方交付税
削減の影響などから、自治体
が独自で少人数教育を推進す
ることには限界がある。この
ため、教育条件の地域間格差

が拡がりつつあり、また一方では低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。

教育は未来への先行投資であり、自治体の財政力や保護者の家計の違いによって「教育水準」に格差があつてはならない。そのためには、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

こうした理由から、教育予算の拡充を求める意見書を国の関係機関（財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）へ送付されたい。

【経過】 現在、議会運営委員会で継続審査中

交通安全対策についての請願

紹介議員 関口忠男

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】 私たちが居住する根小屋地区は、道路改良に伴い通行量が増加し、また、その多くが従来の生活道路と交差しているため交通事故が多発している。過日も、自動車が農作業中の畑に突入するな



ど、日常生活においても身体に危険を感じるほどである。市はこのような現状を把握した上、ガードレールや道路反射鏡、カーブミラー等を設置し、危険箇所の改善と交通安全対策を早急に施すよう、根小屋地域住民一同、ここに陳情する。

【市民経済委員長報告の要旨】 現地調査を行ったところ、当該地点は新しく出来た道路と従前の道路が交差し、非常に危険な交差点であることが確認された。そのような中、審査においては、一時停止となつている道路と優先道路との見直しとガードレール等の安全施設の設置を含め、早急に何らかの交通安全対策の措置を講ずる必要があると考え

られた次第である。

その後の採決の結果、当委員会は本請願を願意妥当と認め、全会一致で「採択すべきもの」と決した。

【審査結果】 採択

あざみ区内道路（田八郷町道七五五二号線）舗装排水整備についての陳情

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】 あざみ区は、昭和四十年代に市内不動産業者により、県、町の許可を受けずに宅地開発された場所であり、道路は舗装されておらず、生活排水は十五センチ幅のU字溝ですべてを処理している状況である。現在、道路には碎石が敷いてあるが、数えきれぬほどの穴があり、子供の通学、または車両通行上も大変危険な状態である。降雨時には雨水が溜まり、排水路は直ぐに満水となつて汚物も流れ、臭気がただよい、歩行にも支障を来している。

現在、あざみ区は区内加入世帯五十七戸、未加入世帯四戸、アパート一棟である。道路の舗装及び排水整備工事には、それなりに金額がかかることは承知しているが、三十九年間にわたつて悪路の中で生活している住民のため、あざみ区内の中心路である市道七五五二号線の早期舗装及び排水整備を要望する。

【都市建設委員長報告の要旨】 当委員会は委員全員をもつて現地へ赴き、実地にその状況を調査した。

陳情にあるとおり、当該市道は未舗装の状態となつており、側溝も十八センチ程度のU字溝で、雨水等の排水には不十分な大きさであると理解された。

その後の質疑において、委員からは「現在の財政状況下における市道整備の優先順位」について意見が出され、本陳情箇所についても「予算状況を勘案しつつ、整備を行うべきではないか」との発言がなされた。

そもそも、市道の管理者である市長は、道路を良好な状態に保つ責務を負っている。しかし、市道延長が一千九百キロメートルを超える本市において、現下の財政状況を勘案した場合、これらすべてを十全に整備することはなほだ困難であると言わざるを得ない。

そのような中、市道整備の優先順位の決定は、従来にも増して重要になつてきている。当然、この箇所だけは市執行部に委ねるべき事項であるが、委員からは「優先順位決定に際しては、客観性を確保した上で、市民福祉の向上に資するよう」との要望もなされた次第である。

その後の討論において発言を求める委員はなく、委員長において直ちに採決を行った結果、当委員会は全会一致をもって本陳情を「採択すべきもの」と決した。

【審査結果】 採択



「地域の県立高校の存続と、三十人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出」に関する陳情

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】 茨城県教育委員会は、二〇〇三年二月に「県立高等学校再編整備の前期実施計画」を発表、二〇〇六年三月には「後期実施計画」を発表し、統廃合を実施に移した。

百十校あった県立高校は二〇一〇年には九十九校へと削減されることになる。後期実施計画には、「統合対象にしなかった学校であっても、学校の状況によっては、後期実施計画期間中に統合対象とすることがある」と書かれ、県の

いう適正規模（一学年四～八学級）をはずれた一学年三学級以下の小規模校は、今後も統廃合のおそれがある。しかし、生徒急減期は二〇〇六年度で一段落し、その後はほぼ横ばい状態になる。「基本計画」では二〇〇五年度までの学級削減を求めているので、「後期計画」での統廃合は必

要ない。しかし、後期計画によって二〇〇七年度以降の統廃合が示されてしまった。郡部の数少ない高校がなくなることに、その地域の中学生は遠距離通学を余儀なくされる。学校がなくなることは地域の文化や経済にとっても重大な影響を与える。

教育行政にいま求められているのは、一人ひとりの子どもたちが大切にされ、ゆきとどいた教育が保障される学校教育を実現するために何ができるかを、住民と一緒に考えて考え、実現していくことである。茨城県がすすめるようにしている高校統廃合は、全国的に進められている少人数学級実現の取り組みに逆行するものである。

よって、「県立高校の統廃合計画を見直し、一方的な統廃合はやめ、一学級の定員を三十人以下とすること」、「受験競争や遠距離通学を緩和するために、高校間格差を是正すること」が緊急の課題となる。ついては、市議会においてこれらの課題を協議し、意見書を茨城県知事と茨城県教育委員会委員長に提出されるよう陳情する。

【経過】 現在、議会運営委員会で継続審査中

御前山区内等生活道路の整備に関する陳情

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】

(一) 御前山生活道路を今期に完遂する事。着工が一年遅れ、また対向車が除ける所もない。救急車・消防車も通行困難で、学生も危険である。また、排水路を〇〇(個人名)

宅前に接続すること。カーブの所は狭く土手が崩れそうなので、約二メートル拡張願いたい。(二) 通学道路拡張排水路整備について(〇〇(個人名))



さん(仙元橋(天神橋)下まで)。道路幅が狭く、対向車や学生がよける所もないため、危険である。各方面からも強い要望がある。直ぐには出来ないと思うので、両端の土砂の除去及び境界杭の設置をお願いしたい。土砂の捨て場は確保済みであり、早急に実施願いたい。

(二) 仙元橋(天神橋)の老朽化について。仙元橋(天神橋)は、幅も狭い上に老朽化している。状況を調査し、公表願いたい。

【都市建設委員長報告の要旨】

当委員会は委員全員をもって現地へ赴き、実地にその状況を調査した。市道A六三七五号線の整備については、以前にも採択されているとおり、狭あいだ危険と思われる箇所が見られたが、整備実施には相応の予算と技術を要すると考えられた。

二項目の全延長約一・四キロメートルに及ぶ陳情ルートについては、車両のすれ違い等は困難であり、三項目に係るルート上の跨線橋にも一トンの重量制限が設けられているなどの状況を確認したところだが、この整備についても相応の予

算措置が必要と見込まれた。その後の質疑において、委員からは過去に採択された部分、つまり御前山地区内の溜め池から起点方向への整備の考えを問う質疑があり、市執行部からは「溜め池のノリ部分まで拡張する予定である」との答弁がなされた。

これらの陳情事項についても、審査における最大の焦点は道路整備における優先順位の問題となる。市道の管理は市長の責務ではあるものの、そのすべてを早急に整備することは極めて困難であり、事業の必要性、緊急性、または地域のバランスなどを客観的に検討した上で決定した優先順位による整備が求められる。そのような中、本陳情は一項目で多額の予算と難工事予想される道路整備を今年度中に完了するよう求めるなど、整備期間を限定した中で、の要望が述べられており、二項目についても道路延長の長さや緊急性とのバランスから見ても、当面は整備が難しいものと思量されたところである。これに先立つ道路上の土砂の除去等についても、隣接地の地権者の協力を仰ぐべ

き事項と考えられ、三項目目の跨線橋の調査と公表についても、整備を行う前提条件が整った際に実施することが現実的であると考えられた次第である。

続く討論において委員からの発言はなかったが、委員長において本陳情に賛成の委員の起立を求めたところ、起立者はいなかったため、本陳情は「不採択とすべきもの」と決した。

【審査結果】 不採択

公民館類似施設等補修に対する補助費の交付に関する陳情

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】 遊戯施設を含めた公民館類似施設の補修に対する補助費の交付。

地区の区費だけでは困難なため、補助費の交付をお願いしたい。特に遊戯設備は、子供達が怪我でもしたら大きな問題になる。公民館の屋根も傷んできている。

【経過】 現在、教育福祉委員会 で継続審査中



財政の健全化に関する陳情

【付託】 平成十九年

第三回定例会

【要旨】

(一) 市報を月一回とする。月二回発行するほど内容ない時あり 携帯、デジタルテレビでも情報が把握出来る 財政の有効活用

(二) 財政の健全化を図る

我々が要望すると、すぐ財政困難と言ってなかなか実施してくれない。合併して、特別職は半減、合併特例金の交付、六月からは住民税の二倍増額となり、財政困難納付が行かない。問題なのは職員の数。合併した場合、民間だっ

たら即三割はカットされる。市も効率化を図り、減らすべき。課によっても異なると思うが、煙草を吸いに行つて二十〜三十分同部屋にいると聞く。コミュニケーションも大事だと思ふ人が多いと思わざるを得ない。合併して良くなったと思うものは余りない。市の責任で市民のサービス低下は納得出来ない。説明を願いたい。

【総務企画委員長報告の要旨】

審査において、まず市報の月一回発行を求める部分については、執行部から、現在月二回発行している経過について説明を求めた。現在、「広報いしおか」は、毎月一日と十五日に発行しており、この広報の発行については、合併時における調整結果として、月二回の発行が決定されており、旧石岡市においても月二回、旧八郷町もお知らせ版と併せて月二回発行していた経緯もあるとのことであった。また、県内の九割の市が月二回発行している状況にあり、合併して情報量が多くなったなかで、市民へのさまざまな情報を提供するうえで、現時点においても月二回の発行は

適切と考えているとのことだった。

委員からは「現在、市政情報を伝達する媒体としては、市報が一番適切なものとなっていることから、月二回の発行を続けるべきである」といった意見、また、「現在の市報発行に係る費用は、発行費用や郵送費用等を含めても百二十万円前後あつて、約二万八千世帯に市の情報が速やかに流れていくとすれば、発行費用は決して無駄ではなく、現在の月二回の発行の堅持を求める」という意見、さらには「陳情にある携帯、デジタルテレビでも把握できるとあるが、実際、すべての市民に普及された時点では検討すべきではあるが、現在においては現行のままでもいい」といった意見、そして「シルバー人材センターと区長等を介す現在の市報配布方法は、ほかにもさまざまな情報を折込み、同時に配布することが可能であつて、配布方法含め、現行のとおりとしてもらいたい」といった意見があつた。

第二項目については、最初に執行部から職員数の状況の報告を求めた。市職員につい

ては、職員適正化計画に基いて定員管理を行い、新規採用を抑えるなどの削減に取り組んでおり、合併時に七百五十八名いた職員も現在七百二十四名となっているとのことであつた。

また、陳情にある「民間なら三割カット」という部分においても、実際に職員を三割カットした場合、果たして市民サービスが維持できるのかといった問題もあるとのことであつた。

以上の質疑のあと、本陳情について諮ったところ、討論はなく、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

【審査結果】 不採択



意見書



第三回定例会で可決し、関係機関へ送付した意見書は、次のとおりです。

中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

【提出】 議会運営委員会

団塊の世代が引退時期に差し掛かる状況下、特に小規模企業において、事業承継がなかなか進んでいない。

二〇〇七年版中小企業白書によると、昨年二〇〇六年の企業全体の社長交代率は三・〇八割と過去最低を記録した。従業員規模別では、規模が小さいほど社長交代率が低下する傾向にあり、小規模企業における事業承継の難しさを示している。

また、年間廃業者二十九万社（二〇〇一～二〇〇四年平均）のうち少なくとも四分の

る。平成十九年度の税制改正大綱においても、今後の検討課題として事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところである。

以上のことから、中小企業の事業承継円滑化のために税制改正など必要な措置を講じるよう、政府に対し強く要望する。

記

1 非上場株式等に係る相続税の減免措置について、抜本拡充を図ること。

2 非上場株式の相続税法上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から見直しも含め、合理的な評価制度の構築を図ること。

3 相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から必要な措置を講じること。

4 税制面のみならず、情報面、金融面、法制面など、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること。

送付先

内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣・衆

議院議長・参議院議長

「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書

【提出】 議会運営委員会

近年、子どもをはじめ、地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発しており、防犯に対する国民の関心は高まっています。「民間交番」の設置など、地域住民が自ら防犯活動を行う防犯ボランティア活動も活発化し、昨年末時点で、地域住民による防犯ボランティア団体は全国で三万九千九百三十一団体にも上ります。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くには、警察の力に加えて住民自らの防犯活動を欠かすことはできません。現在、住民による活動が盛り上がりを見せる中、防犯ボランティア団体の活動を多角的にサポートするための法律制定が強く求められています。

よって、政府におかれては、「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動を、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とする

記

内容を盛り込んだ「地域安全・安心まちづくり推進法」（仮称）を早期に制定し、以下に掲げる施策を積極的に推進されるよう強く要望します。

1 防犯ボランティアが「民間交番」をつくる際に公有地や建物を貸し出したり、賃貸料補助等の財政支援を行うなど、防犯拠点を整備するため「地域安全安心ステーションモデル事業」を全国二〇〇〇か所へと増やすこと。

2 子どもの安全確保へ、スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）等の配置を進め、公園、駅など多くの地域住民が利用する場所に子ども用の緊急通報装置の設置を促進すること。

3 自治体に防犯担当窓口の設置を促進するなど、地域住民と自治体が地域の安全の為に協力しやすい環境整備を推進すること。

送付先

内閣総理大臣・総務大臣・文部科学大臣・国土交通大臣・国家公安委員長

いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書

【提出】 議会運営委員会

教育現場では、いじめや不登校の問題が深刻です。

いじめの発件数は、報告されているだけでも小・中・高等学校数全体の約二割に当たる二万件を超え（平成十七年度）、各地で深刻ないじめが発生し続けています。いじめを苦にした児童・生徒の自殺が相次いだ昨秋以降、改めていじめ問題に大きな関心が集まり、文部科学省の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」でも議論され、今年春には教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言をまとめ、教師向けの「いじめ対策Q&A」も含めて全国に配布されました。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文科省の調査（平成十七年度）によれば、小学校で〇・三二割（三百七十七人に一人）、中学校では二・七五割（三十六人に一人、一学級に一人の割合）と、学年が上がるにつれて増加する傾向にあります。いじ

めや不登校で苦しんでいる子どもたちに、どう手を差し伸べてあげるのか。各地でさまざまな試みがなされていますが、現場で効果を挙げているものも参考にしながら、具体的な施策を可及的速やかに実施すべきです。

よって、政府におかれましては、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりのために、下記の事項について実現を強く要望します。

記

1 「いじめレスキュー隊」（仮称）の設置の推進

第三者機関による「いじめレスキュー隊」（仮称）は、子どもや親などからのSOSに瞬時に対応し、まず「いじめられている子」を守り、孤独感、疎外感から解放。その後、学校関係者と、いじめ側、いじめられる側との仲立ちをしつつ、最終的には子ども同士の人間関係、「絆」の回復を図ることを目的とする。

2 「ほっとステーション」（仮称）づくり

NPO法人による不登校のためのフリースクールなどを

活用して、地域の中に子どもが安心できる居場所として「ほっとステーション」（仮称）を設置。そこへ通うことを授業出席と認定する仕組みを作る。さらに「ほっとステーション」から学校へと戻るようにする。

3 「メンタルフレンド制度」の実施

教員志望の学生等を家庭や学校に派遣する「メンタルフレンド制度」は、子どものよき話し相手・相談相手となることで、子どもたちに安心感を与え、子どもたちの人間関係修復にも役立つなど効果を挙げており、同制度を全国で実施するようにする。

送付先

内閣総理大臣・総務大臣・文部科学大臣

決議



「決議」に法的根拠はありませんが、議会の意思を明らかにする意味では、とても重要な議決です。この決議は議会運営委員会が提出を決めたもので、議会はこれを全会一致で可決しました。

飲酒運転撲滅に関する決議

【提出】 議会運営委員会

交通事故のない、安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民すべての切実な願いであり、長年の課題でもある。飲酒運転による交通事故は、平成十三年の刑法改正による危険運転致死傷罪の新設、又は一連の道路交通法改正による厳罰化等を背景として、全国的に減少傾向にある。平成十九年六月には、さらなる罰則強化を盛り込んだ道路交通法の一部改正法も公布された。

しかし、飲酒運転による人身事故を撲滅するためには、私たち市民が運転者として、

又は運転者にかかわる者として「飲酒運転を絶対にしない、させない」という決意を持続することが必要である。そのためには、家庭や職場、そして地域が一体となって、飲酒運転の恐ろしさを深く認識し、互いに注意を喚起し合うことが重要である。

飲酒運転による事故は、被害者はもちろん、加害者の人生をも破滅へと追いやってしまふ。

よって当市議会は、市民が悲惨な事故の当事者にならぬよう、ここに改めて交通安全意識の徹底を呼びかけるとともに、市、関係機関、関係団体とともに飲酒運転の撲滅へ向けた環境づくりに全力で取り組みことを宣言する。以上、決議する。

第3回 定例会 議案の概要と審査結果

※ 第3回定例会(8月28日～9月13日)に提出され審議した議案の概要と、その結果は次のとおりです ※

議案第90号	専決処分に對し承認を求めることについて(平成19年度石岡市一般会計補正予算(第3号))			承認
	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ242万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億8,146万6,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の内容は、降雹により被災し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例で指定を受けた地域の梨生産農家に対し、病虫害の防除を行うための薬剤購入費用を補助する農作物等災害対策費補助金。指定を受けたのは小幡、小桜、石岡の3地区。			
議案第91号	専決処分に對し承認を求めることについて(平成19年度石岡市一般会計補正予算(第4号))			承認
	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ499万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億8,646万4,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の内容は、7月下旬に水中ポンプが稼働しない状態となり、源泉水槽に砂が混入した状況となっている「ふれあい交流施設『ゆりの郷』」の揚湯ポンプ交換等工事。			
議案第92号	平成19年度石岡市一般会計補正予算(第5号)			原案可決
	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億4,348万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257億2,994万5,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の主な内容は、人件費の組み替え(一般会計分1,849万1,000円・特別会計分△3,536万4,000円)、市税過納還付金(1,670万5,000円)、耐震促進計画事業・揺れやすさマップ作成委託料(528万円)、特別道路対策事業(9億1,000万円/うちインターチェンジ整備委託料4億1,000万円)、小学校維持管理経費・学校施設整備工事(550万円)など。			
議案第93号	平成19年度石岡市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)			原案可決
	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ554万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,428万9,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の内容は、職員等人件費の調整。			
議案第94号	平成19年度石岡市下水道事業特別会計補正予算(第2号)			原案可決
	歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,582万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,701万6,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の主な内容は、職員等人件費の調整。			
議案第95号	平成19年度石岡市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)			原案可決
	歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,477万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億586万3,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の主な内容は、職員等人件費の調整。			
議案第96号	平成19年度石岡市介護保険特別会計補正予算(第2号)			原案可決
	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,388万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,681万1,000円としようとするもの。 補正予算(歳出)の主な内容は、職員等人件費の調整と介護予防サービス等諸費の増。			
議案第97号 ～ 議案第109号	平成18年度石岡市一般会計、各特別会計歳入歳出決算認定について			いずれも 認定 ※ただし、総務企画委員会所管部分について、附帯決議あり(5頁参照)
	平成18年度の石岡市一般会計及び各特別会計の収入済額、支出済額は下記のとおり。			
	会 計 名	収 入 済 額	支 出 済 額	
	一般会計	260億,229万2,767円	251億6,960万9,821円	
	授産所特別会計	2,841万9,370円	2,761万,541円	
	国民健康保険特別会計	83億101万5,323円	80億6,760万3,466円	
	簡易水道事業特別会計	2,193万2,499円	2,074万7,391円	
	下水道事業特別会計	29億9,603万808円	29億2,539万8,298円	
	駐車場特別会計	1,985万1,318円	1,759万7,615円	
	老人保健特別会計	65億5,644万3,192円	65億1,343万4,219円	
	石岡駅東土地区画整理事業特別会計	1億3,908万112円	1億3,829万7,566円	
	農業集落排水事業特別会計	8億7,863万2,700円	8億6,166万2,952円	
	公共用地先行取得事業特別会計	2億775万2,471円	2億775万2,471円	
	霊園事業特別会計	3,687万5,030円	3,609万548円	
	介護保険特別会計	43億4,588万7,735円	43億3,818万6,005円	
	介護サービス事業特別会計	2億3,497万3,672円	2億3,497万3,672円	

議案第110号	平成18年度石岡市水道事業会計決算認定について				認 定
	収益的収入決算額 6 億77万2,083円、収益的支出決算額 5 億9,176万5,555円、資本的収入 201万1,500円、資本的支出 2 億9,988万1,262円。				
議案第111号	石岡市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて				原案可決
	証券取引法の一部改正及び郵便貯金法の廃止等に伴い、条例中の文言について所要の改正を行おうとするもの。				
議案第112号	石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて				原案可決
	進入路等の設置行為及び農地法に基づく許可、届出等について、新たに当該条例の許可の対象にしようとするもの。				
議案第113号	石岡市開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて				原案可決
	文化財保護法等の改正に伴い、条例中の引用条項を改正する必要があるもの。				
議案第114号	石岡市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて				原案可決
	都市計画法の改正に伴い、条例中の引用条項を改正する必要があるもの。				
議案第115号	損害賠償額の決定及び損害賠償請求に関する和解について				原案可決
	平成19年 6 月 1 日午後 1 時45分ごろ、石岡市国府四丁目地内の駐車場において、企画部の職員が公用車を運転中発生した物損事故について、損害を賠償し、和解しようとするもの。その内容は、フェンス及びブロック修理代として、市が相手方に15万8,550円を支払うというもの。				
議案第116号	損害賠償額の決定及び損害賠償請求に関する和解について				原案可決
	平成19年 6 月14日午後 2 時35分ごろ、石岡市国府七丁目地内の丁字路において、生活環境部の職員が公用車を運転中発生した物損事故について、損害を賠償し、和解しようとするもの。その内容は、市が相手方に、車両修理代として 8 万5,900円、診察料として 4 万9,620円を支払うというもの。				
議案第117号	市道の認定について				原案可決
	当該路線は、合併特例債による道路整備に伴い当該道路を市道に認定しようとするもの。				
		起点～終点	幅員(メートル)	延長(メートル)	面積(平方メートル)
	A5645号線	高浜字山ノ神327 東田中字田中1547-1	17.00	775.00	—
議案第118号	市道の認定について				原案可決
	当該路線は、合併特例債による道路整備に伴い当該道路を市道に認定しようとするもの。				
		起点～終点	幅員(メートル)	延長(メートル)	面積(平方メートル)
	B6706号線	山崎字八郎2223-2 山崎字北田向2287	11.00	2,300.00	—
議案第119号	市道の認定について				原案可決
	当該路線は、合併特例債による道路整備に伴い当該道路を市道に認定しようとするもの。				
		起点～終点	幅員(メートル)	延長(メートル)	面積(平方メートル)
	B8679号線	辻字神明58-1 土浦市小野字秣葉1291-14	7.50～ 9.00	1,850.00	—
議案第120号	市道の廃止について				原案可決
	当該路線は、同一所有者の土地を分断するように通っており、所有者が一体的に使用するため、市道を廃止しようとするもの。				
		起点～終点	幅員(メートル)	延長(メートル)	面積(平方メートル)
	B1188号線	柿岡字善光寺3299先 秋岡字善光寺3288先	0.80	54.00	43.20



「かしてつバス応援団」と意見交換会を実施

●総務企画委員会は、高校生らがつくる「かしてつバス応援団」と意見交換会を行った。委員会は制度上の問題から、意見交換を実施。出席した高校生二十三人は、それぞれ要望や提案などを述べた。

鹿島鉄道廃線後、関鉄グリーンバスはその代替バスを運行しているが、かつて鉄道を利用していただ方がバスを利用している率は、およそ四割に留まっている。企画課長の説明によると、関鉄グリーンバスでは、大きな赤字が生じた場合、便数減など採算性に応じた措置をとる考えとのことで、沿線市と県は現在、担

当課長らによる鹿島鉄道沿線地域交通対策会議を設置し、対応策の協議を始めている。委員会は今後、高校生の意見を取りまとめ、バス運行について検討していく。

都市計画の用途地域指定 来年度当初に一部変更へ

●都市建設委員会で市当局が説明したところによると、市は来年度当初を目途に、旧アルコール工場跡地など計五カ

議会アラカルト

所を、現状に合った用途地域へ変更したい考えとのこと。

現在、旧アルコール工場跡地は「工業地域」に指定されているが、今後工業系の土地利用が見込まれないことから「第一種住居地域」に変更し、国道六号と村上・六軒線の交差点付近にある大型商業施設敷地についても、都市計画法改正によって不都合が生じる可能性があるため、現在の「第二種住居地域」から「近隣商

業地域」に変更したいという。その他、用途地域の指定以前から立地している食品工場二カ所の一部を準工業地域へ、整備予定の駅前・東ノ辻線沿いについても、沿道利用型の土地利用を図る必要性から、道路から五十メートル幅の区域を第二種住居地域に変更したいという。

市は今後、これらの実施に向けて地元説明会や公聴会などを開催する予定。

小中学校臨時休校について 教育福祉委員会で質疑

●台風の影響があるとして、市内小中学校を九月六・七日の両日にわたって臨時休校とした件につき、教育福祉委員会でその判断経過を問う質疑があった。九月六日は結果的に雨もほとんど降らず、教育委員会がいわば「フライング」した格好になった。

教育委員会当局の説明によ

第4回 定例会は12月5日開会予定

第4回定例会は、下記の日程で行われる予定です。ぜひ傍聴においでになってみてください。

また、議会の様子は、モニターを通じて本庁舎と八郷総合支所の1階ロビー、まちかど情報センターでもご覧いただけます。

12月 5日 ㊦	本会議 開 会
12月10日 ㊥	本会議 一般質問
12月11日 ㊦	本会議 一般質問
12月12日 ㊦	本会議 一般質問
12月13日 ㊦	本会議 議案質疑
12月14日 ㊥	常任委員会(総務企画・教育福祉の両委員会)
12月17日 ㊥	常任委員会(市民経済・都市建設の両委員会)
12月18日 ㊦	議会運営委員会
12月19日 ㊦	本会議(質疑・討論・採決)

※開会時間は、すべて午前10時からです。

ると、九月五日午後一時過ぎに教育長、教育関係者、教育委員会職員などが集まって協議。台風情報、周辺市町村の状況などを勘案し、児童生徒の安全確保を図るために休校を決定したという。

●七月下旬、議会は同月十六日に起きた新潟県中越沖地震で被災された方々に対し、義援金を送付した。送付先は新潟県災害対策本部。金額は二十七万円で、正副議長が一万五千元、その他の議員が一万円ずつ出し合った。

議会、新潟県中越沖地震の被災者へ義援金を送付

表紙について

薬師堂(菖蒲沢)「菖蒲沢の薬師」は筑波四面薬師の一つです。写真は、昨年十一月に森林浴の道「薬師古道」が開通した際の体験ツアーの様子です。